



MORINOMIYAKO SHINKIN BANK

杜の都信用金庫

REPORT 2026

ディスクロージャー誌



杜の都信用金庫

「仙台セタクスロード商店街」

経営理念・経営姿勢

杜の都信用金庫は 笑顔と笑顔の 「絆」をたいせつにしていまいます。

私たちは、地域とともにあゆみ、人に、街に、やさしく、お客さまとの「絆」をたいせつに、
地域のお役に立つことをしていまいりたいと考えております。



経営理念

中小企業の 健全な発展

地域の中小企業の健全で
継続的な発展に向け、
お取引先の支援・再生に
積極的に取り組みます。



豊かな 国民生活の実現

地域の皆さまの豊かで
夢のある生活が
実現できますよう、
お手伝いします。

地域社会 繁栄への奉仕

地域経済社会の繁栄に
貢献するとともに、
自然や環境を
たいせつにします。

経営姿勢

杜の都信用金庫は…

地域金融機関としての公共性と社会的責任を自覚し、特に個人情報の
管理を厳格に行うなど、コンプライアンスを遵守するとともに、地域の皆さま
から一層の信頼をいただけるようガバナンスの向上を図り、もって健全で
透明性の高い経営を行ってまいります。

杜の都信用金庫は…

お取引先との日頃からのコミュニケーションをたいせつにし、地域の皆さま
の必要とする金融サービスをタイムリーに提供するなど、常に地域の皆さま
の立場に立った経営を行ってまいります。

杜の都信用金庫の役職員は…

自然や環境をたいせつにし、地域社会の繁栄に奉仕するという誇りと情熱
を持って業務に取り組み、明るく活力ある職場を作っています。

杜の都信用金庫のご紹介

2026年6月末現在

名 称	杜の都信用金庫
本店所在地	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目5番30号
理 事 長	星 倫市
設 立	1932年(昭和7年)10月3日
出 資 金	2,367,069千円
会 員 数	35,884名
店 舗 数	26店舗および店舗外ATM10ヶ所
役 職 員 数	219人
営 業 地 区	宮城県の下記市町村 10市 仙台市・塩竈市・大崎市・名取市・岩沼市・多賀城市 登米市(但し、旧本吉郡津山町を除く)・栗原市 東松島市(但し、旧桃生郡矢本町を除く)・富谷市 6郡 柴田郡/柴田町・大河原町・村田町・川崎町 亘理郡/亘理町・山元町 宮城県/利府町・七ヶ浜町・松島町 黒川郡/大郷町・大和町・大衡村 加美郡/加美町・色麻町 遠田郡/涌谷町・美里町

*本誌は信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)
に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
本誌に記載の比率、金額は単位未満を切り捨てて
表示しています。

もっともっと、「しんきん感」向上宣言！

地域の皆さまへの感謝の気持ちとともに
「もっとも相談しやすい地元のしんきん」を目指して



皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から杜の都信用金庫をご支援・お引き立て賜りまして、誠にありがとうございます。

当金庫の経営姿勢、財務状況等を皆さまにわかりやすくお知らせするために、今年もディスクロージャー誌「杜の都信用金庫REPORT2026」をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

杜の都信用金庫が誕生してから満20年を迎えた節目の年である令和7年度は、「地域社会発展のために設立された地元の信用金庫」という原点のもと、「もっとも相談しやすい地元のしんきん」を目指して、お客さま本位の金融商品・サービスのご提供のほか、社会貢献や文化活動等、地域の皆さまのお役に立てるよう活動してまいりました。その結果、地域の皆さまの力強いお引き立てに支えられまして、おかげさまで業績も順調に推移し、当期純利益も17期連続で黒字を確保することができました。

さて、令和8年度は、第7次中期経営計画の最終年度となります。引き続き、「もっともっと、「しんきん感」向上宣言！」のスローガンのもと、「もっとも相談しやすい地元のしんきん」を目指しまして、地域やお客さまのお役にたてるよう誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

これからも、「地域社会発展のために設立された地元の信用金庫」という原点のもと、全役職員が一丸となって地域やお客さまの発展に貢献できるよう業務運営に取り組んでまいりますので、より一層のご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和8年7月

杜の都信用金庫

理事長 星 倫市

2025年度の事業の概況について

「第7次中期経営計画“もっともっと、「しんきん感」向上宣言！」」（2024～2026年度）の2年目であり、杜の都信用金庫が誕生してから満20年を迎えた節目の年でもある2025年度（令和7年度）は、「地域社会発展のために設立された地元の信用金庫」であるという原点のもと、「地域やお客さまとの深度あるコミュニケーションにより把握した実態を踏まえ、課題解決に向けた価値ある提案を考え実行するコンサルティング力の発揮と、これを通じた円滑な資金供給や貸出金利の適正なプライシングを実現するとともに一層の経営効率化を進め、収益性の向上を図りつつ、『もっとも相談しやすい地元のしんきん』としての持続可能なビジネスモデルを実践していく。」という基本方針に基づき、当金庫を支えてくださっているお客さまや地域への感謝の気持ちとともに次の3つの重要課題に取り組んでまいりました。

- ①お取引先や地域の持続可能かつ豊かな未来の創造に向けて、「もりしん」ビジネスモデルを徹底して実践し、リレーションシップの強化を図る。
- ②収益性・生産性・効率性の向上を図り、健全な財務体質を確保するとともに、法令等を厳格に遵守した適切な業務運営に努める。
- ③一人ひとりが時代の変化に対応し、お客さまや地域の幸せづくりと持続的発展に貢献できる人財となるよう育成するとともに、人的資本の充実にに向けた取組みを実践していく。

また、引き続き、信用金庫の原点を踏まえ、地域やお客さまとのコミュニケーションを一層深化させ、お取引先の資金繰り支援・本業支援をはじめとして地域が必要とするお客さま本位の良質な金融商品・サービスをタイムリーに提供するなど、当金庫の独自性・特性を最大限に発揮しながら、強固な経営基盤を築いていくことに努めてまいりました。

具体的には、預金関連では、期間限定キャンペーンで懸賞付定期預金「杜の都でっかい夢定期」や「ねんきん定期」、退職金専用定期預金「福福定期」を取り扱いましたほか、市場金利の水準などを勘案して預金金利の引き上げを行いました。貸出関連では、米国の通商政策や中東情勢の影響等、お取引先の業況等について継続的にきめ細かく実態を把握し、事業ニーズにかなった資金繰り支援や伴走型支援に注力してまいりましたほか、住宅ローン団信のラインナップを拡大する等、お客さまの利便性向上を図ってまいりました。また、コンサルティング力の発揮という観点からは、保有資産の運用や資産承継、相続対応等に課題を抱えているお取引先の支援として構築した「もりしんプラットフォーム」における外部連携先を拡大しつつ、「ビジネスマッチング業務」、「相続・事業承継相談業務」等の取扱いを推進してまいりました。

地域社会貢献としては、文化芸術振興の分野で「県民ロビーコンサート」ネーミングライツ、金融教育の分野では「仙台こども体験プラザ・ファイナンスパーク」等、様々な協賛事業にも積極的に参画させていただきました。

2026年度（令和8年度）は、第7次中期経営計画の最終年度として、引き続き、「地域社会発展のために設立された地元の信用金庫」であるという原点のもと、“もっともっと、「しんきん感」向上宣言！”のスローガンを掲げ、お客さまや地域への感謝の気持ちを持ち続け、「もっとも相談しやすい地元のしんきん」として、地域やお客さまが抱える課題解決に尽力し、地域やお客さまの持続的発展に貢献していくことを目指してまいります。



『杜の都しんきん』第7次中期経営計画（2024年度～2026年度）

“もっともっと、「しんきん感」向上宣言！”

～お客さまや地域への感謝の気持ちとともに～

目指すべき姿

「地域社会発展のために設立された地元の信用金庫」とであるという原点のもと、「もっとも相談しやすい地元のしんきん」として、地域やお客さまが抱える課題解決に尽力することで信頼関係をより強固なものとし、地域やお客さまの持続的発展に貢献していく。

基本方針

地域やお客さまとの深度あるコミュニケーションにより把握した実態を踏まえ、課題解決に向けた価値ある提案を考え実行するコンサルティング力の発揮と、これを通じた円滑な資金供給や貸出金利の適正なプライシングを実現するとともに一層の経営効率化を進め、収益性の向上を図りつつ、「もっとも相談しやすい地元のしんきん」としての持続可能なビジネスモデルを実践していく。

3つの重要戦略

地域やお客さまの持続可能性の向上に向けて、将来を見据えつつ独自性・特性を最大限に発揮し、価値ある課題解決策の提案と円滑な資金供給に取り組むことを通じ、「しんきん感」にあふれ、地域になくはない金融機関として、より一層“もりしん”の存在感を高めていく。

地域やお客さま本位の経営を持続可能とするための強固な経営基盤の構築に向けて、収益性・生産性・効率性・健全性等の向上に取り組むことを通じ、「しんきん感」にあふれ、安心できる金融機関として、より一層“もりしん”の信頼度を高めていく。

地域やお客さま本位の活動を職員一人ひとりが持続可能とするための組織づくりに向けて、時代の変化に対応し地域やお客さまの課題解決に貢献できる人財の育成や働き方改革等に取り組むことを通じ、「しんきん感」にあふれ、選ばれる金融機関として、より一層“もりしん”の好感度を高めていく。

2026年度事業計画 重要課題

お取引先や地域の持続可能かつ豊かな未来の創造に向けて、「もりしん」ビジネスモデルを徹底して実践し、リレーションシップの強化を図る。

お客さまや地域とのコミュニケーションを一層深化することにより、お客さまや地域が抱える様々な課題の把握と解決に迅速に取り組み、地域になくはない金融機関としての存在感を更に高めていく。

- (1) 徹底した顧客訪問によりお客さまや地域が抱えるニーズや課題を迅速かつ的確に把握し、外部機関との連携を図りつつ、本部と営業部店が一体となってその解決に取り組むなど、当金庫の独自性・特性を最大限に発揮していく。 **（「もりしん」ビジネスモデルの徹底）**
- (2) お客さま毎の課題等に応じて円滑な資金供給や事業承継・販路拡大支援等の付加価値の高い提案を提供するなど、お客さまにとって最適な本業支援や経営改善支援等に取り組む、地元企業の持続可能性の向上に貢献していく。 **（もりしんプラットフォームの活用）**
- (3) ライフスタイルや多様化するニーズに応じた良質な金融商品・サービスを提供し、高齢者層や次世代層を含む幅広いライフステージにおけるお客さまの豊かな生活の持続可能性の向上に貢献していく。 **（確固たる顧客基盤の構築）**

収益性・生産性・効率性の向上を図り、健全な財務体質を確保するとともに、ガバナンスの強化を図り、法令等を厳格に遵守した適切な業務運営に努める。

経営の透明性・健全性の確保ならびに内部管理態勢の強化等を図り、持続可能な安心できる金融機関として、信頼度を更に高めていく。

- (1) 価値ある課題解決策の提案や円滑な資金供給を通じて貸出金利の適正なプライシングを実現するほか、効率的な組織運営やDX等の生産性向上に資する取組みを推進し、安定した収益と将来にわたる健全性の確保に努める。
- (2) お客さまの利益保護と利便性向上のために顧客保護管理態勢の強化を図るとともに、内部統制の強化に努め、法令や業務上の諸規則、社会的規範等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に徹する。
- (3) マネー・ローディング・テロ資金供与・拡散金融対策の実効性向上により、犯罪収益拡大の未然防止に向けて内部管理態勢の強化を図るとともに、取引時確認やモニタリング等の対応を徹底する。

一人ひとりが時代の変化に対応し、お客さまや地域の幸せづくりと持続的発展に貢献できる人財となるよう育成するとともに、人的資本の充実に向けた取組みを実践していく。

お客さまや地域の様々なニーズや課題にスピーディに応えられる多様な人財を育成するとともに、役職員一人ひとりの個性や能力を最大限に活かし、当金庫の企業価値を更に高めていく。

- (1) 全役職員一人ひとりが率先して自己啓発と自己研鑽に励み、「気付き」と「創意工夫」と「熱意」をもって、日々の業務と新たな挑戦に取り組む。
- (2) お客さまや地域の課題解決に必要な知識やノウハウ等を習得するための研修制度の充実を図り、コンサルティング力や連携先とのコーディネート力を有する「信用金庫人」を育成する。
- (3) 女性活躍推進やワーク・ライフ・バランスなど「働き方改革」のさらなる深耕を図り、能力を発揮し働き続けられる職場環境づくりに取り組む。

2025年度の決算状況について

業績について

預金は、懸賞付定期預金「杜の都でっかい夢定期」等の企画商品がご好評をいただきました一方、公金預金等が減少したことから、前期比249億円減少の5,848億円となりました。

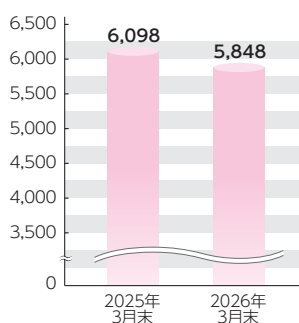
貸出金は、お客さま毎の課題等に応じた円滑な資金供給や付加価値の高い提案のほか、お客さまにとって最適な本業支援や経営改善支援に努めてまいりましたことから、前期比83億円増加の4,012億円となりました。

(単位:億円)

	2025年3月末	2026年3月末
預金残高	6,098	5,848
貸出金残高	3,928	4,012

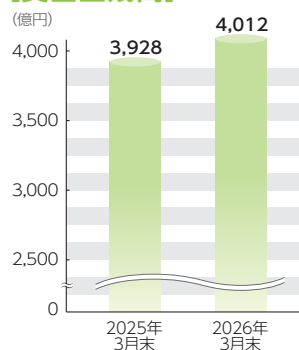
【預金残高】

(億円)



【貸出金残高】

(億円)



収益について

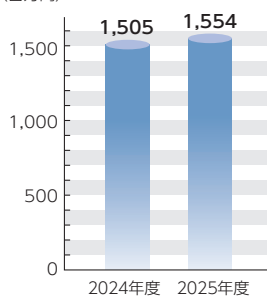
当期は、資金調達費用が増加したものの、資金運用収益が増加し、与信関係費用や経費が減少したことにより、コア業務純益は前期比49百万円増加の1,554百万円、経常利益は前期比35百万円増加の1,001百万円となりましたが、法人税等調整額が増加したことにより、当期純利益は前期比45百万円減少の846百万円となりました。

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
コア業務純益	1,505	1,554
経常利益	965	1,001
当期純利益	891	846

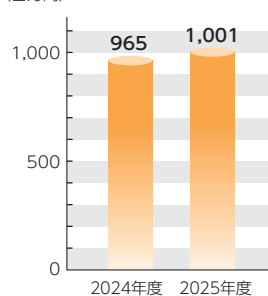
【コア業務純益】

(百万円)



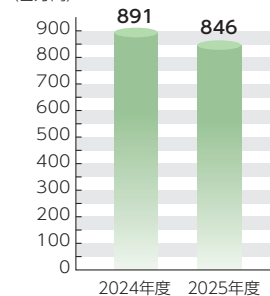
【経常利益】

(百万円)



【当期純利益】

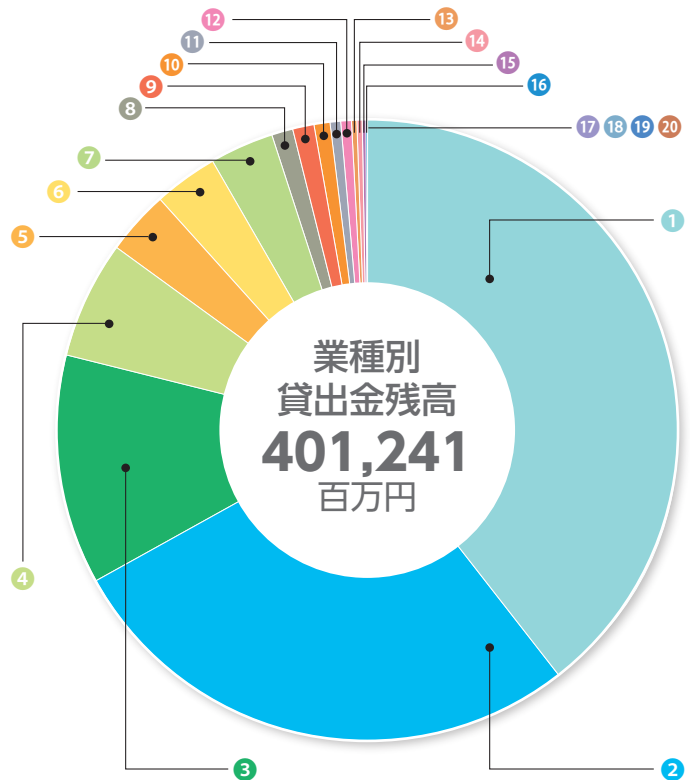
(百万円)



(注) コア業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金繰入額及び国債等債券損益を除いて算出され、金融機関の本来業務から得られる利益のことです。

[業種別貸出金残高の内訳]

① 地方公共団体 157,555百万円／39.2%	⑫ 宿泊業 1,742百万円／0.4%
② 不動産業 109,094百万円／27.1%	⑬ 生活関連サービス業、 娯楽業 1,567百万円／0.3%
③ 個人(住宅・消費・納税資金等) 47,426百万円／11.8%	⑭ 教育、学習支援業 1,354百万円／0.3%
④ 建設業 24,781百万円／6.1%	⑮ 物品賃貸業 969百万円／0.2%
⑤ 金融業、保険業 13,613百万円／3.3%	⑯ 情報通信業 474百万円／0.1%
⑥ 卸売業、小売業 13,561百万円／3.3%	⑰ 学術研究、 専門・技術サービス業 328百万円／0.0%
⑦ その他のサービス 12,920百万円／3.2%	⑱ 漁業 110百万円／0.0%
⑧ 医療、福祉 4,572百万円／1.1%	⑲ 鉱業、採石業、 砂利採取業 84百万円／0.0%
⑨ 飲食業 4,149百万円／1.0%	⑳ 農業、林業 61百万円／0.0%
⑩ 製造業 3,977百万円／0.9%	
⑪ 運輸業、郵便業 2,894百万円／0.7%	



当金庫3つのビジョン

地域とともにあゆむ。杜の都信用金庫

お客様にご満足いただくために、私たちは「お客さまのご要望」をうかがい、「お客さまの立場」になって考え、より良い金融サービスをお届けできるよう、一層努力してまいります。

杜の都信用金庫

3つのビジョン

お客さまに満足していただける
最もよいサービスをお届けできるよう、
私たちは、お客さまの気持ちを第一に考え、
なお一層サービスの向上を
すすめてまいります。

**私たちは、
お客さまを
たいせつにします。**

お客さまに、安心して便利に
ご利用いただくために、
さまざまなサービスの実施と
相談業務の充実にも努めて
まいります。



**私たちは、
人に・街に
優しくありたいと
考えています。**

地域清掃活動や文化活動への参加・協賛、
総合学習の受入れ等、さまざまなかたちで
地域社会の充実や豊かな社会づくりに
取り組んでおります。



**私たちは、
自然や環境も
たいせつにします。**

クールビズやウォームビズ、各店舗のエコ化
など、職員一人ひとりが省エネルギー対策を
意識し、日常できる行動を一つ一つ
積み重ね実践するよう
心がけております。



CS向上への取組み

資産運用相談／保険に関する相談

当金庫では、お客さまの資産運用に関する知識、経験、資産状況やライフプランに基づいて、安定的な資産形成に必要とされる商品・サービスをご提案いたします。営業部では、本部専門部署と連携し、随時、資産運用相談を受け付けておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

年金の相談

社会保険労務士による「無料年金相談会」を全店にて実施しております。ねんきん定期便の見方や、受け取りに関する手続き方法、年金額等について、分かりやすく具体的にお答えしております。

今後も全店にて年金相談会を開催いたしますので、どうぞお気軽にご相談ください。



**年金のお受け取りは
もりしんで決まりだっちゃ!!**
もりしんでの年金受け取りでもらえる
うれしい6特典!

特典1 年金受取指定後、
毎年の「お誕生日に
プレゼントをお贈りします!

特典2 「もりしんデー」睦和国産産 花産
ペアチケットプレゼント!

特典3 無料の年金相談会!
年金や受取に関する悩みなど
何でもお気軽にご相談ください。
※お申し込みは02-261-1111（受付時間）

特典4 定期預金
「ねんきん定期」
●期間/1年
●お申し込み/お一人様1,000円まで

特典5 定期預金
「寿つみさん」
●期間/1年・2年・3年・4年・5年
●お申し込み/お一人様1,000円まで
●お申し込み/15,000円以上(1,000円単位)

特典6 年金受取指定いただける
お友だちをご紹介
いただいた方には
プレゼントをお贈りします!

お問い合わせは、02-261-1111（受付時間）
杜の都信用金庫

店頭でAED設置

万が一の場合に速やかな応急処置ができるようにAEDを設置しております。



タッチレスATMの導入

非接触ニーズに配慮し、画面に触れずに操作ができるATMを本店営業部に設置しております。



スマホでもりしん ～しんきん通帳アプリ～

いつでもどこでも入出金明細や残高をスマートフォンでご確認いただけます。



**しんきん
通帳**

地域貢献への取組み

地方創生に資する取組み

人口減少・少子高齢化という構造的な課題のほか、物価高騰やデジタル化への対応など、地域を取り巻く環境が大きく変化する中、地域金融機関には、地域経済に貢献する力(=「地域金融力」)が求められております。

当金庫では、「地域金融力」の発揮に向け、地域の稼ぐ力の向上や雇用の維持・創出につながる「地方創生に資する取組み」をより一層推進していくことが必要であるとの認識のもと、中小企業の経営改善・事業再生支援等を通じた地域産業の活性化のほか、地方公共団体、商工団体および関係機関等と連携し、観光振興の推進などに取り組んでおります。

当金庫は、塩竈市(2023年3月20日締結)、多賀城市(2018年1月29日締結)、塩釜商工会議所(2016年3月31日締結)、多賀城・七ヶ浜商工会(2016年3月30日締結)と包括連携協定を締結しております。

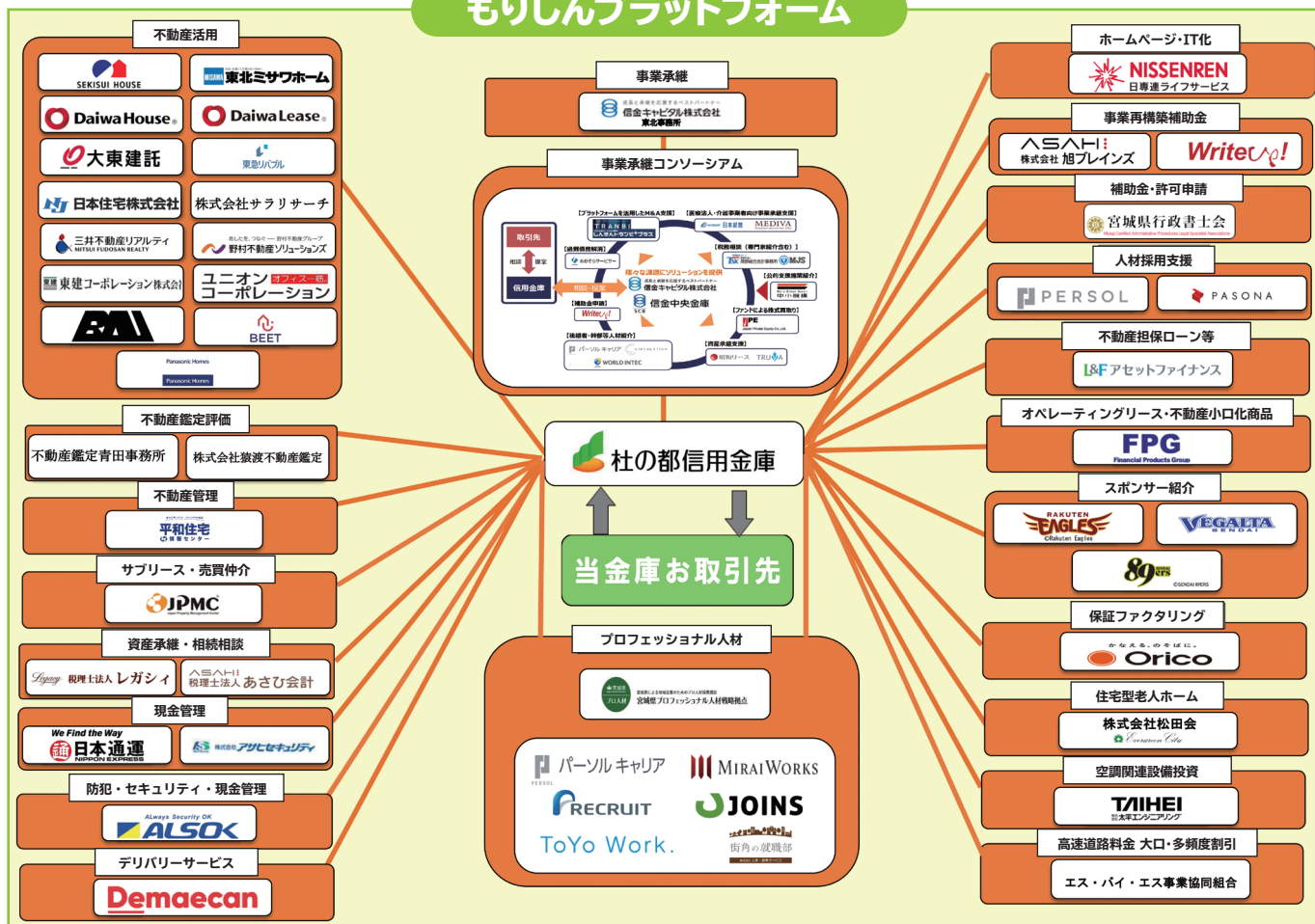
お客さまの課題解決に向けた取組み

地域金融機関には、預金・貸出金といった単なる資金仲介業務だけでなく、お客さまの課題解決に向けた、いわゆる「本業支援」の役割が強く求められております。

当金庫では、資産運用や資産承継、相続対応等に課題を抱えているお取引先の支援として構築した「もりしんプラットフォーム」を活用し、外部機関と連携してビジネスマッチング業務、相続・事業承継相談業務などの取組みに注力しています。

また、東北各地で生み出される様々な業界の商品・サービス・情報が一堂に会するビジネスフェア「ビジネスマッチ東北」(夢メッセみやぎにて開催)に毎回参加しており、今後も様々な事業者との交流をサポートし、販売チャネルの拡大を支援してまいります。

もりしんプラットフォーム



SDGsへの取り組み

宮城県内の5信用金庫(杜の都信用金庫、宮城第一信用金庫、石巻信用金庫、仙南信用金庫、気仙沼信用金庫)は、国際連合が提唱する「SDGs(持続可能な開発目標)」の目指す理念に賛同し、2020年12月に「SDGs共同宣言」を公表しております。

今後も、「経済」「社会」「環境」の各分野で5信用金庫が連携し、地域社会の一員として各信用金庫の理念および地域特性を踏まえながら宮城県の地域経済の持続的発展に向けて取り組んでまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ネーミングライツの取得を通して、地域の文化芸術活動の振興(メセナ活動)、県立都市公園の整備に貢献しております。

杜の都信用金庫では、2010年4月に、宮城県との間において地域の文化芸術活動を支援していくこと(メセナ活動)を目的として、宮城県庁舎内で毎月開催されている「県民ロビーコンサート」のネーミングライツを取得し、その名称を『杜の都信用金庫「県民ロビーコンサート」』と命名いたしました。「県民ロビーコンサート」のネーミングライツ料は、コンサートの定期的な開催を通して地域の文化芸術活動の支援・振興に役立てられております。

また、2009年4月から契約を締結しております県立都市公園「加瀬沼公園(宮城郡利府町加瀬地内外)」のネーミングライツについて、同公園の名称を『杜の都信用金庫「モリリン加瀬沼公園」』として命名しております。加瀬沼公園のネーミングライツ料は、県立都市公園の保全・維持管理に利用されております。

【杜の都信用金庫「県民ロビーコンサート」】

「県民ロビーコンサート」は、宮城県庁舎内で毎月開催されるロビーコンサートで、どなたでも無料で楽しみいただけます。1989年の開催以来、文化芸術の鑑賞及び文化芸術活動の発表の場として、多くの皆さまに定着し親しまれております。

2025年度は、年間12回の定例コンサートと年2回(夏・秋)のスペシャルコンサートが開催されました。ネーミングライツ取得17年目となる2026年度も引き続き宮城県と契約更新を行い、4月の「仙台フィルハーモニー管弦楽団」による演奏を皮切りに毎月開催される予定です。



■開催日時: 毎月第4水曜日の午後0時15分~0時45分(30分間)
■開催場所: 宮城県庁行政庁舎1階ロビー

【杜の都信用金庫「モリリン加瀬沼公園」】

加瀬沼公園は、塩竈市、多賀城市及び利府町にまたがる加瀬沼を中心とする「人と自然との調和」をテーマとした県立都市公園であり、緑豊かな環境のもとで誰もが日常的な健康づくりができるレクリエーションの場として地域の皆さまに親しまれております。

同公園内には、2025年10月に宮城応援ポケモンであるラプラスをモチーフにした「ラプラス公園inかせぬま」が開園しております。



仙台市より、「仙台子ども体験プラザ事業」への支援に対する「感謝状」を授与しました。

仕事や消費の模擬体験を通じて経済の仕組みを学ぶために、仙台市が2014年8月に開館した学習施設「仙台子ども体験プラザ・ファイナンスパーク(アエル8階)」へのブース出展や協賛を通じて、子どもたちの社会的・職業的自立を目指した「仙台自分づくり教育」推進に貢献をしたことから、仙台市より感謝状が授与されました。

今後も職場体験学習の受入れや金融講座の実施などを通じて、将来を担う世代の成長に貢献してまいります。



トピックス

2025-2026 TOPICS 地域とともにあゆむ

私たちは、人に・街に優しくありたいと考えています。

2025年 4月

23日(水) ●2025年度 第1回 杜の都信用金庫「県民ロビーコンサート」開催

2025年 5月

15日(木) ●懸賞付定期預金 第18回「杜の都でっかい夢定期」公開抽選会開催

17日(土) ●第41回 仙台・青葉まつりに「杜の都信用金庫 すずめ組」が参加

18日(日) ●「第69回 宮城県信用金庫野球大会」優勝

2025年 6月

12日(木) ●「第82期 通常総代会」開催

13日(金) ●「特殊詐欺被害防止キャンペーン」実施
(宮城町支店・黒松駅前支店)

25日(水) ●仙台市立北六番丁小学校「町たんけん学習」開催(宮町支店)

29日(日) ●「第79回 国民スポーツ大会 軟式野球競技宮城県大会」優勝

2025年 7月

20日(日) ●「第46回 一番町三社まつり」に参加(本店営業部)

21日(月) ●「第78回 塩竈みなと祭 よしこの鹽竈パレード」に参加

22日(火) ●宮城県警察と県内金融機関における「特殊詐欺等根絶に向けた相互協力に関する協定」締結

26日(土) ●「第69回 東北地区信用金庫野球大会」準優勝
~27日(日)

28日(月) ●「三瀧山不動尊奉納夏祭り」に参加(本店営業部)

2025年 8月

3日(日) ●「第77回 おおさき古川まつり」に参加(古川支店)
~4日(月)

19日(火) ●「第44回 南光台夏まつり」に参加(南光台支店)

20日(水) ●「第36回 広瀬川灯ろう流し」に参加(長町支店)

31日(日) ●「金蛇水神社仙台一番町分霊社例祭」に参加(本店営業部)

2025年 9月

14日(日) ●「大崎八幡宮例大祭」に参加(八幡町支店)

24日(水) ●仙台市立西多賀中学校「職場体験学習」開催(西多賀営業部)
~26日(金)

24日(水) ●仙台市立折立中学校「職場体験学習」開催(宮城町支店)
~26日(金)



杜の都信用金庫は地域清掃活動や文化活動への参加・協賛、総合学習の受け入れ等、さまざまなかたちで地域社会の充実や豊かな社会づくりに取り組んでおります。これからも地域の皆さまと親睦を深めてまいります。

2025年 10月

- 4日(土) ～7日(火) ●「第79回 国民スポーツ大会 軟式野球競技」全国ベスト8
- 16日(木) ●懸賞付定期預金 第19回「杜の都でっかい夢定期」公開抽選会開催



2025年 11月

- 5日(水) ～6日(木) ●塩竈市立第三中学校「職場体験学習」開催(塩竈営業部)
- 5日(水) ～7日(金) ●仙台市立第一中学校「職場体験学習」開催(八幡町支店)
- 13日(木) ●「第20回 ビジネスマッチ東北2025」に参加
- 13日(木) ●仙台市立八幡小学校「町たんけん学習」開催(八幡町支店)
- 23日(日) ●「第33回 志波彦神社・鹽竈神社初穂曳」に参加
- 27日(木) ●東北学院大学にて「金融実務の現場(融資業務)についての講義」開催



2025年 12月

- 4日(木) ●宮城県名取北高等学校にて「キャリアセミナー」開催
- 8日(月) ●宮城県仙台東高等学校にて「企業人講話」開催
- 13日(土) ●宮城県野球団体協議会より優秀団体賞として「表彰状」を授与
- 17日(水) ●尚絅学院大学にて「信用金庫という地域金融機関について」と題する「杜の都信用金庫寄附講座」開催
- 18日(木) ●仙台市立仙台商業高等学校を対象に「進路ガイダンス」開催
- 26日(金) ●宮城県護国神社「福娘」が来庫



2026年 1月

- 14日(水) ●大崎八幡宮・鹽竈神社「どんと祭裸参り」に参加
- 23日(金) ●刑事警察活動への協力に対し宮城県警察本部刑事部長より「感謝状」を授与
- 28日(水) ●特殊詐欺対策等の取組みに対し佐沼警察署長より「感謝状」を授与(古川支店)



2026年 2月

- 4日(水) ●特殊詐欺被害の未然防止に対し若林警察署長より「感謝状」を授与(卸町支店)

2026年 3月

- 13日(金) ●交通死亡事故ゼロキャンペーンに取り組んだことに対し宮城県警察本部交通部長より「感謝状」を授与



健全性について

自己資本比率は、国内基準(4%)を大幅に上回る12.18%を確保いたしました。
また、不良債権比率は、1.80%になりました。
今後とも健全性を高め、更なる経営体質の強化に努めてまいります。

自己資本比率について

自己資本比率は、経営の健全性・安全性を示す経営指標の一つです。
当金庫の2026年3月末の自己資本比率は12.18%となり、国内基準(4%)を大きく上回っております。
今後も経営体質の強化に努め、適正な利益水準の確保と、ポートフォリオバランスを考えた業務展開により、自己資本比率の水準を高めてまいります。

【自己資本比率】 (単位:百万円・%)			
項 目	2024年 3月末	2025年 3月末	2026年 3月末
コア資本に係る基礎項目 (A)	26,446	25,080	25,709
コア資本に係る調整項目 (B)	198	222	858
自 己 資 本 額 (C)=(A)-(B)	26,247	24,857	24,851
リスクアセット等計 (D)	256,061	215,173	204,019
自 己 資 本 比 率 (C) / (D)	10.25	11.55	12.18

(注)1.自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。
(注)2.詳細につきましては46ページ～54ページをご覧ください。

貸出債権等の健全性について

当金庫は、厳正な資産査定を実施し、その結果に基づき適切な償却・引当を実施しております。
2026年3月末の不良債権比率は、前期比1.16ポイント減少し1.80%となりました。
今後も地域金融機関として、お取引先との信頼関係のもと資産の健全性向上に取り組んでまいります。

【不良債権比率(額)】 (単位:百万円・%)			
	2024年 3月末	2025年 3月末	2026年 3月末
不 良 債 権	10,094	11,744	7,270
正 常 債 権	365,753	383,950	396,611
金融再生法上の開示債権額	375,848	395,694	403,881
不 良 債 権 比 率	2.68	2.96	1.80



貸出資産の状況について

当金庫では、「お取引先と向き合い、お取引先とともに考える。」ことを基本に、経営改善支援や事業再生支援に積極的に取り組んでおります。

今後もお取引先の経営改善や事業再生をきめ細やかにお手伝いするとともに、信用リスクを適切に管理してまいります。

○貸出資産に関しましては、法令等に基づき、適切に開示することが求められております。

○当金庫の信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権(根拠法:信用金庫法及び金融再生法)は以下のとおりです。

【信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況】

(単位:百万円・%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証 等による 回収見込額(c)	貸倒 引当金(d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2024年度	5,568	5,568	2,136	3,432	100.00%	100.00%
	2025年度	2,802	2,802	1,612	1,189	100.00%	100.00%
危険債権	2024年度	5,888	5,436	4,402	1,033	92.32%	69.57%
	2025年度	4,287	3,960	3,549	411	92.37%	55.71%
要管理債権	2024年度	287	122	120	1	42.50%	1.13%
	2025年度	179	15	14	0	8.84%	0.54%
三月以上 延滞債権	2024年度	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件 緩和債権	2024年度	287	122	120	1	42.50%	1.13%
	2025年度	179	15	14	0	8.84%	0.54%
小計(A)	2024年度	11,744	11,126	6,659	4,467	94.74%	87.85%
	2025年度	7,270	6,779	5,177	1,602	93.25%	76.55%
正常債権(B)	2024年度	383,950					
	2025年度	396,611					
総与信残高 (A)+(B)	2024年度	395,694					
	2025年度	403,881					

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 7.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況

1 中小企業の経営支援に関する取組方針

社の都信用金庫は、「中小企業の健全な発展」「地域社会繁栄への奉仕」を経営理念に掲げ、地域の中小企業・零細企業及び地域住民の皆さまへの円滑な資金供給に努めてまいりました。また、コンサルティング機能を発揮し、お客さまの経営改善や事業拡大の支援を通じて、「地域社会の発展のために設立された地元の信用金庫」としての原点に立ち、被災地への継続的な復興支援を行ってまいりました。さらに、「地方創生」に貢献していくことを目指すとともに、地域社会の持続的な成長・発展に向け、「地域に貢献し、地域とともに未来へ歩み続ける“もりしん”」を目指してまいります。

2 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

2007年よりビジネス・マッチングへの参画によるお取引先の販路拡大に向けた支援を継続しています。また2011年3月の東日本大震災により被災されたお取引先の復興再生及び中小企業金融円滑化法の期限到来による対策として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構等外部機関との連携を図り、貸付条件の変更等によりお取引先の経営改善に向けた支援強化に努めてまいりました。

さらに、中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受けたほか、2025年4月から事業者支援の専担者を融資部に配置いたしました。今後もコンサルティング機能を発揮し、お客さまの経営改善や事業拡大等を通じて事業者支援に取り組んでまいります。

3 中小企業の経営支援に関する取組状況

①創業・新規事業開拓の支援

信用保証協会及び宮城県、仙台市の創業支援関連制度融資の活用により、起業される方や創業間もない方を対象に創業時の資金繰りを支援しております。

【創業支援融資件数・実行金額】

14件 100百万円

②成長段階における支援

a.ビジネスマッチへの取組み

ビジネスマッチへの参画により、お取引先の販路拡大や経営課題解決に向けた支援に伴う信頼関係の向上を目指しています。2025年に開催された「ビジネスマッチ東北2025(東北地区信金協会主催)」では、当金庫のお取引先が合わせて40社・団体が出展しました。

また、東北地区27信用金庫が連携力を発揮した取引先企業の商品・サービス等の情報発信ウェブサイト「東北しんさんビジネスクラブ“笑談”.com」を活用した、他信用金庫の取引先とのマッチングのほか、信金中央金庫主催の中国・東南アジア越境ECを活用した販路支援施策として、EC市場の成長が著しい中国・東南アジア向けのフェアへの出展支援を行っております。

b.ABL(動産担保融資)の推進

中小企業金融円滑化法の最終期限を踏まえた「出口戦略」における政策パッケージの公表による金融の円滑化を図るための新規融資の取組みとして、ABL(動産担保融資)に取り組んでおり、2026年3月時点で16件、491百万円の残高となっております。

外部評価機関トゥール・バグルホールディングス株式会社と業務委託基本契約を締結し、ABL手法のノウハウ習得に取り組んでおります。

③経営改善・事業再生・業種転換等の支援

a.お取引先に対するコンサルティング・経営指導等の提供

コンサルティング機能の発揮による経営改善支援策として、宮城県中小企業活性化協議会やみやぎ産業振興機構等の外部機関と連携しております。なお、引き続き資金繰り支援に加え事業再生支援にも取り組んでまいります。

b.経営支援能力の向上

事業再生支援に必要な知識を習得するため、活性化協議会等と連携してお取引先の事業再生計画を策定することでスキルアップを図っております。また、外部から専門講師を招いた研修会や外部機関との勉強会等を開催し、コンサルティング機能の強化に努めております。

c.DES(債務の株式化)、DDS(資本性借入金)の推進

新たな事業再生手法として、DDS(資本性借入金)の活用にも取り組んでおり、現在まで1件35百万円を実行しております。

d.M&A仲介等

経営支援の一環として、高齢化社会を背景とした中小企業等の事業承継問題に取り組み、信金キャピタル株式会社並びに株式会社日本M&Aとの業務提携により、仲介業の取扱いをしております。

また、宮城県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携によるお取引先の事業承継に係る支援の取組みのほか、宮城県信用保証協会の事業承継関連制度を利用した取組みにも努めております。

4 地域の活性化に関する取組状況

①東日本大震災により被災されたお取引先の事業再生支援等

東日本大震災からの復興支援の一環として、2011年12月に信金中央金庫及び信金キャピタル株式会社との共同出資により、被災地域で再生に取り組む中小企業を支援するためのファンド「投資事業有限責任組合しんさんの絆」を設立し支援を行いました。また、コロナの影響により事業運営に支障をきたしている事業者を対象としたファンド「しんさんの礎」を設立し、現在では物価高等の影響を受ける事業者も含め支援に向けた取組みを行っております。

②政府系金融機関及び宮城県信用保証協会との業務連携

2014年10月2日 株式会社日本政策金融公庫と覚書締結

2015年1月19日 株式会社商工組合中央金庫と覚書締結

2017年8月25日 宮城県信用保証協会と覚書締結

2021年6月10日 株式会社商工組合中央金庫と「シンジケート

ローン業務」及び「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」の締結

地域の中小企業の金融ニーズに対して、「地域金融機関」と「公的金融機関」「公的保証機関」の持つそれぞれの機能や特性を活かしながら、これまで以上に地域経済の活性化に貢献してまいります。

③その他、地域経済の活性化対策としての取組事例

i) 地場産業の支援、新事業・業種転換を目指す企業に対する支援

TKC経営者ローン

創業支援融資

ii) 再生可能エネルギー買取制度を利用した融資

iii) 地公体等とのタイアップ事業

塩竈市・多賀城市・塩釜商工会議所及び多賀城・七ヶ浜商工会と地方創生に關した包括連携協定締結

iv) 東日本大震災関連

地域企業支援(震災復興特別資金)融資

災害復旧対策融資

上記プロパー融資の推進により、地域金融の円滑な資金提供に取り組んでおります。

▶▶ 地域金融円滑化への取組みについて

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど課題解決型金融の実践に努め、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいりました。

従いまして、中小企業金融円滑化法終了後も、お取引先の皆さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合には、

これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいりますので、何なりと気軽にご相談くださいますようお願い申し上げます。

今後も、地域の中小企業及び個人のお客さま方のご要望に積極的に応えし、地元の発展に繋がるよう努めてまいります。

▶▶ 貸付の条件変更等の実施状況 [2026年3月末時点]

(単位:件)

	申 込	実 行	謝 絶	審査中	取下げ
【中小企業者向けご融資】	12,037	11,536	269	0	232
【住宅資金ご融資】	418	337	44	0	37

(注) 1. 公表した計数は、法施行日(2009年12月4日)から2026年3月31日までの対応状況を集計しております。
2. 件数は「債権単位」で集計しております。
3. 「申込」とは、お客さまから書面又は口頭により承った「貸付条件変更等の申込」を集計しております。
4. 「謝絶」には、「みなし謝絶」(継続審査中であるが、受付日から3カ月を経過した案件)が含まれております。

▶▶ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策

定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

(1) 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて取り組んでまいります。具体的には以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをされた場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断いたします。その過程において、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を十分に行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合には、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融

資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申し入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行います。その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重の経営者保証は求めないこととします。例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて十分に検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

(2) 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

	2025年度
新規に無保証で融資した件数	1,085件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	58.23%
保証契約を解除した件数	23件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	1件

本部ご相談窓口

ご返済計画見直し等に係るご意見・ご要望・苦情相談等
【融資部】0800-800-9002 (フリーダイヤル)

受付時間は午前9時から午後3時までです。(当金庫の窓口休業日は除きます)

コンプライアンス(法令等遵守)への具体的な取組み

役職員一人ひとりが、コンプライアンスの重要性を認識し、誠実に取り組むことを基本としております。

≫コンプライアンス(法令等遵守)への取組み

当金庫は「地域社会・お客さま・職員の願いを知り、誠実に応えていくこと」こそ、コンプライアンスの『本質』であると捉え、当金庫が社会的責任と公共的使命を全うするための全ての業務における共通の規範が、コンプライアンスであると考えております。

全役職員には、コンプライアンスの基本方針・行動綱領・行動基準等を定めた「コンプライアンス・マニュアル」や「杜の都信用金庫エシックスカード」を配付し、遵守意識の醸成を図るとともに、「職員コンプライアンス・チェック表」に基づく自己評価の実施や、職務別・階層別の研修会や勉強会等を通じて、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上とコンプライアンス行動の実践を啓発しております。

また、コンプライアンスを着実に実践するための協議機関

として「コンプライアンス委員会」を設置しているほか、コンプライアンスを包括的に把握・管理する統括部署(リスク統括部 金融法務課)と営業部店及び本部各部署に「コンプライアンス担当者」を配置し、情報の共有を図り、コンプライアンス違反の発生防止等に組織的に取り組む態勢を整備しております。

さらに、一定の休暇等により職場離脱した職員のコンプライアンスの遵守状況を第三者がチェックすることで不祥事件等の未然防止を図っているほか、定期的な人事ローテーションにより職務固定化の影響を排除しております。

今後とも、「もっとも相談しやすい地元のしんきん」として地域社会のお役に立ち、お客さまに喜んでいただけるようコンプライアンス遵守に努めてまいります。

杜の都信用金庫 コンプライアンス基本方針

杜の都信用金庫は、信用金庫の社会的責任と公共的使命を踏まえ、コンプライアンス(法令等遵守)に根ざした経営を実践する。

1. コンプライアンスを実践する企業風土の醸成
2. 行動綱領、規程等の整備と周知徹底
3. お客さまから信頼される責任ある行動

杜の都信用金庫「エシックスカード」

杜の都信用金庫3つのビジョン

1. 私たちは、人に・街に優しくありたいと考えています。
2. 私たちは、お客様をたいせつにします。
3. 私たちは、自然や環境をたいせつにします。

私たちの行動指針

情熱・責任感・努力を誇りとします。

1. 地域社会に貢献するという情熱。
2. 自らの任務を責任をもって遂行するという責任感。
3. 可能性にチャレンジする努力。

杜の都信用金庫

行動する前に、 「あなた自身」でもう一度確認してください!

- ・その行動は…法律やルールに反していませんか?
- ・その行動は…後ろめたさを感じませんか?
- ・その行動は…家族や大切な人たちを泣かせることになりませんか?
- ・その行動は…報道されても胸を張れますか?
- ・その行動は…誰かに迷惑をかけませんか?
- ・その行動は…杜の都信金のイメージを傷つけませんか?

判断に迷ったら、必ずコンプライアンス担当者や上司に相談しましょう。

●エシックスカード

当金庫は、法令やマニュアルの文言のみを理解するのではなく、その背景にある精神までも理解し実践することが「コンプライアンスの実践」であると考えております。

コンプライアンスの実践は、企業倫理(ビジネスエシックス)に照らし、誠実さをもって律していかなければ実現できません。そして、企業倫理意識の醸成は、役職員一人ひとりがあらゆる場面において判断に迷う場合には自問自答し、自らが内容を確認するといった習慣を身につけさせることから始まると言われております。

当金庫では、名刺大の「杜の都信用金庫エシックスカード」を全役職員が常時携帯し、法令ばかりでなく、当金庫の企業倫理に背かない行動を確認しながら、業務に取り組んでおります。

顧客保護等管理方針

1. 当金庫は、法令やルールを厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な営業活動を遂行いたします。また、別に定める「利益相反管理方針」に基づくお客さまの正当な利益の保護や、利便性の向上に向け、継続的に取組んでまいります。
2. 当金庫は、お客さまへの説明を要する取扱商品全ての取引について、お客さまのご理解や経験、資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
3. 当金庫は、お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
4. 当金庫は、お客さまの情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き、利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供はいたしません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
5. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。

金融商品に係る勧誘方針

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等に基づき、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内諸規程等に則り、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼の更なる向上を図るため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が既に契約等に基づく関係を有しているお客さまと新たに行う他の取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有しているお客さまと対立、または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有しているお客さまから得た情報を、不当に利用して行う他の取引
 - (2) ①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部門の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内諸規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

ガバナンス向上への取り組み

地域の皆さまから一層の信頼をいただくためには、ガバナンス（企業統治）の向上を図り、健全で透明性の高い経営を実践しなければなりません。

当金庫は、地域金融機関としての公共性と社会的責任に鑑み、以下の「内部管理基本方針」を定め、これに基づきリスク管理態勢やコンプライアンス態勢を構築・強化し、経営の健全性・適切性の確保に努めております。

内部基本方針

1 理事及び職員並びにその子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当金庫は、法令等遵守の徹底を最重要課題の一つと位置付け、法令等遵守態勢の整備・強化に取り組めます。

- ①コンプライアンス統括部門を設置し、法令・企業倫理遵守等に関する施策を講じるほか、「行動綱領」や「コンプライアンス・マニュアル」等を定め、教育・研修を展開します。また、「反社会的勢力に対する排除基本方針」や「反社会的勢力等対応規程」等を定め、反社会的勢力等による被害を防止します。
- ②コンプライアンスに関する相談窓口を設置するほか、内部監査部門により定期的に法令等遵守態勢の有効性及び適切性に関する監査を行います。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当金庫は、法令及び内部規程に基づき、重要書類・重要情報等を適切に管理します。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当金庫は、リスク管理統括部門を設置し、機動的・効果的にリスクを管理します。

- ①当金庫における重要なリスク要因を特定し、リスクカテゴリーごとに管理部門を定め管理状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて経営会議等で審議します。
- ②自己資本の範囲内でリスクごとに限度額を設定する等、リスク量を経営体力と比較して分析することにより、不測の事態の発生を未然に防止します。
- ③リスク管理の実効性を確保するため、監査部門がリスク管理状況の監査を行い、必要に応じて改善すべき事項を指示するほか改善状況を検証します。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①適切かつ効率的な意思決定のため、経営上重要な事項は、常勤理事で構成する常勤理事会において予め議論を行い、その審議を経て理事会で執行を決定します。
- ②理事の職務執行について適切な監督がなされるよう、重要な業務執行等についても理事会に報告します。
- ③理事会において決定された経営計画や業務運営方針等の執行状況については、定期的に分析するほか必要に応じた見直しを行い、その状況等を理事会に報告します。

5 当金庫及び子法人等における業務の適正を確保するための体制

当金庫は、子法人等が行う業務が法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の適切性を確保するため、子法人等の業務状況や当金庫と当金庫の子法人等との取引に対する定期的なモニタリングを行う等の措置を講じるほか、法令等に抵触しない範囲で監事及び内部監査部門による監査を行います。

6 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

当金庫は、監査業務の実効性を確保するため、監事がその職務を補助すべき職員を求めた場合には、キャリア等を十分に考慮して補助すべき職員を配置します。

7 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当金庫は、監事の監査を補助する職員の独立性を確保するため、当該職員は監事の指揮命令下に置くほか、当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めます。

8 理事及び職員並びにその子法人等の取締役等及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

当金庫は、監査業務の実効性を確保するため、監事に報告する体制、及び監事が必要な事項の報告を求める体制を整備するほか、事態認識後直ちに監事に報告しなければならない事項等を定めます。

9 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当金庫は、監事への報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保し、さらに、報告を行った者及びその内容に係る情報の管理体制を整備します。また、報告を行った者が不利な取扱いを受けた場合には金庫として厳格に対処します。

10 監事の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当金庫は、監事の職務執行において必要と認められる監査費用の前払や償還に関する金庫の方針等を定め、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要するものとします。

11 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査業務の実効性を確保するため、必要に応じて監事と会合を持ち、当金庫が対処すべき課題、監査方針や監査計画、監査上の重要な課題、監査の実施状況及び提言・助言・勧告等について意見を交換します。
- ②監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子会社の取締役等との緊密な連携を図るほか、監事機能発揮の補完のために、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家を活用します。

リスク管理への取組み

金融機関を取り巻く経営環境が急速に変化する中で、信用金庫は直面するリスクに関して、それぞれのリスク・カテゴリー（信用リスク／市場リスク／オペレーショナル・リスク等）ごとに評価し、そのリスクを総体的に捉え、信用金庫の経営体力（自己資本）と比較することによって、自己管理型のリスク管理を行うこと（＝統合的リスク管理態勢）が求められております。

当金庫は今後とも地域の皆さまへ貢献していくため、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、経営全般にわたるリスクを統合的に把握・管理する態勢を強化し、金融環境の変化に適切に対応し健全経営の維持に努めております。

リスク管理の態勢

当金庫は、各部門の業務遂行上内在するリスクを正確に把握し適切に管理するとともに、リスク管理態勢の向上を図るための協議機関として「リスク管理委員会」を設置しております。

日常的なリスク管理は「統合的リスク管理規程」及び各種リスク管理規程等に則り、それぞれのカテゴリー別管理部門が

把握・管理する部門別リスク管理を行うとともに、統括部署であるリスク統括部がカテゴリー別管理部門と連携し、各種リスクの状況を包括的に把握・管理のうえ、「リスク管理委員会」で定期的に協議する態勢で取り組んでおります。

各リスクへの取組み

リスクの説明及び当金庫の取組み	
信用 リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランスを含む）の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。 当金庫では、 貸出資産の健全性を維持するために、融資部門と営業推進部門を明確に分離し、厳格な審査体制をとっているほか、「リスク管理債権管理要領」を制定し、与信ポートフォリオ管理により信用リスクの適正な把握を行い、融資部門が大口与信先を直轄支援先に選定し実態把握に努めるなど中間管理の徹底を図っております。 また、内部研修の実施や外部研修への派遣、本部による営業部店指導等を実施し、融資審査能力の向上を継続的に図っております。
	市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。具体的には、資産と負債の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券の価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」の3つのリスクがあります。 当金庫では、 有価証券や預け金等の運用に伴う市場リスクが、経営体力（自己資本）に比して過大とならないよう自己資本配分率に基づくリスク限度額を設定しているほか、経営体力及び市場流動性等の観点から、ポジション枠及びロスカットラインを設定し、厳格に運用・管理しております。 また、「資金運用検討委員会」を設置し、一定金額以上の有価証券購入など、余裕資金運用にかかる重要な対応を行う際には同委員会の審議を受けるなど、牽制機能を高めております。 さらに、市場リスクに適切に対応するため「リスク管理委員会」を設置し、経済・金利見通し等を含め定期的な協議を行っているほか、ALMシミュレーション結果等を活用し、より健全な資産・負債のバランス、収益性の向上、管理体制の充実等に努めております。
	流動性リスクとは、必要な資金調達ができない場合や高金利での調達を余儀なくされることにより、当金庫が損失を被る「資金繰りリスク」と、市場混乱等により市場での取引ができない場合や、自己の信用が低下し著しく不利な価格での取引をせざるを得ないことにより、当金庫が損失を被る「市場流動性リスク」があります。 当金庫では、 「余資運用基準」に基づき、資金調達、運用方法、期間バランス等を定期的に把握するとともに、ポジション枠に基づく管理を厳格に行うことで、適切な資金の流動性を確保しております。 また、営業部店及び本部各部署との緊密な連携により、風評等の発生に繋がるような情報の早期把握に努めているほか、万が一、不測の事態が生じた場合においても、各役職員が迅速かつ適切な対応を図れる体制を構築しております。
オペ レー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク	オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または、外生的な事象により当金庫が損失を被るリスクを総称したものです。 当金庫では、 「統合的リスク管理方針」に、オペレーショナル・リスクを「極小化すべきリスク」と定めております。 また、オペレーショナル・リスクは当金庫における全ての業務に存在することから、全役職員が業務遂行にあたり極小化に向けて取り組んでおります。
	事務リスクとは、役職員の事務ミス、あるいは事故や不正等により、当金庫が損失を被るリスクをいいます。 当金庫では、 各営業部店及び本部各部に定期的な自主検査の実施を義務付けているほか、本部監査部門が定期的に臨店監査を実施し、厳格な事務の遂行状況をチェックする体制をとっております。 また、事務管理部門は、適時適切に事務取扱要領等の整備を実施しているほか、定期的に各営業部店を訪問し事務指導を行うなど、事務処理の堅確性確保に努めております。
	システムリスクとは、コンピューターシステムの障害または誤作動、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク、さらにコンピューターシステムが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。 当金庫では、 システムリスク管理規程やセキュリティポリシー等に基づき、システムの安全管理を徹底するとともに、システム管理者とシステム運用者を分離し相互牽制機能を高めております。 また、基幹コンピューター室への入室管理や、個々のPCに対する情報漏えい防止システムを導入し、コンピューターシステムの不正利用を抑止しているほか、情報システムについては作業前の運用チェックを日々実施するなど、システムリスク管理の実効性を高めております。
そ の 他 オ ペ レー シ ョ ナ ル リ ス ク	その他オペレーショナル・リスクとは、金庫経営や金庫取引において法律や社会通念等を逸脱した行為が発生するなどの「法務リスク」、人事運営上の不公正やセクハラ・パワハラ等の差別的な行為が発生するなどの「人的リスク」、地震・台風・落雷等自然災害の発生や、強盗事件・火災等による「有形資産リスク」、資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐久力など当金庫の風評を形成する内容が低下するなどの「風評リスク」の4つのリスクがあります。 当金庫では、 例えば弁護士と連携してリーガルチェックを実施することにより法務リスクの未然防止に努めているほか、相談窓口の設置や定期的な面接の実施による人的リスクの抑止、あるいは、計画的な営繕対応による有形資産リスクの抑止など、その他オペレーショナル・リスク管理におきましても、リスク管理の徹底に努めております。

お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針

杜の都信用金庫は、お客さまとのコミュニケーションをより一層深め、お客さまの必要とする金融サービスの提供に努めてまいります。

これまで以上に、「お客さまのご要望」をうかがい、「お客さまの立場」で考え、お客さまにご満足していただくため、「お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針」を策定し、公表することといたしました。また、本方針は、定期的に取り組状況や成果を確認し見直すことで、適切な業務運営を行ってまいります。

なお、本方針は、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営にかかる原則」の「7つの原則(右の表)」に基づき、策定しております。

原則	内容
原則1	顧客本位の業務運営に関する方針・公表等
原則2	顧客の最善の利益の追求
原則3	利益相反の適切な管理
原則4	手数料の明確化
原則5	重要情報の分かりやすい提供
原則6	顧客にふさわしいサービスの提供
原則7	従業員に対する適切な働きかけの枠組み等

※本方針内での【 】は、以上の7つの原則との対応関係を示しております。

1. お客さまにふさわしい商品・サービスをご提供いたします

(1)お客さまの安定的な資産形成のお手伝いができるよう、お客さま一人ひとりに合った商品・サービスの提供を心がけてまいります。【原則2】

行動計画 ■取扱い商品の選定にあたっては、商品の特徴・リスク・手数料の検討を十分に行ってまいります。【原則2.4】
■お客さまのご要望に沿ったご提案ができるよう、商品ラインナップの充実に努めてまいります。【原則2】

2. お客さまとの取引を適切に管理いたします

(1)お客さまの利益が不当に害されることがないように、取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護してまいります。【原則3】

行動計画 ■お客さまとの間に利益相反の可能性がある場合は、別に定める「利益相反管理方針」および「利益相反管理規程」に基づき管理を行います。【原則3】

3. お客さまの立場で、分かりやすい説明・情報提供およびご提案をいたします

(1)日頃からお客さまとのコミュニケーションを深め、お客さまの資産運用に関する知識・経験、資産状況やライフプランをお客さまと共有し、安定的な資産形成に必要とされる商品・サービスをご提案いたします。【原則5.6】
(2)商品のご提案にあたっては、市場動向・商品の特徴・リスク・各種手数料等の情報を、分かりやすくご説明するよう心がけてまいります。【原則4.5】
(3)商品をご契約いただいたお客さまには、定期的にアフターフォローを実施してまいります。【原則6】

行動計画 ■投資商品ごとの基準価額推移をグラフなどで分かりやすくお示しし、商品に関する情報を定期的に当金庫のホームページでご提供いたします。【原則5】
■お客さまにご提案する際は、パンフレットのほかタブレット端末や冊子等をご覧いただきながらお客さまの投資経験やご年齢に応じて、じっくりと丁寧に分かりやすくご説明いたします。【原則5.6】
■ご契約後や、3ヵ月ごとのアフターフォロー（訪問・電話等）を実施する際に、ご購入いただいた商品の情報（基準価額・手数料等）のほか、今後の資産形成・ライフプランに役立つ情報をご提供してまいります。【原則4.5.6】
■お客さまに情報を提供する際は、情報の重要性に応じて区別をつけて、特に重要な情報を強調するなど丁寧にわかりやすくご説明いたします。【原則5】

4. お客さま本位の業務運営のための体制を整備いたします

(1)職員一人ひとりが今まで以上にお客さまから信頼を得られるよう、研修制度や資格取得制度を充実し、本取り組み方針の実践に努めてまいります。【原則7】
(2)本取り組み方針については、お客さまへより良いサービスがご提供できるよう、実施状況を定期的に検証し、見直しを行ってまいります。【原則1】

行動計画 ■全職員に研修の実施や、国家資格であるファイナンシャルプランナーや金融窓口サービス技能検定の取得を推奨することで、職員の商品提案能力などのレベルアップを図ってまいります。【原則7】
■お客さまへ最適な情報提供・提案ができるよう、各商品の本部専門部署と営業職員との連携力強化を図ってまいります。【原則7】
■本取り組み方針の実施状況は、指標を交え成果を公表するとともに、年に1度定期的に実施状況を公表・検証してまいります。また、必要に応じて取り組み方針の見直しを行ってまいります。【原則1】

投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIの公表について

当金庫は「お客さま本位の業務運営」により、どのような成果を上げているかを分散図などで「見える化」した『評価指標（共通 KPI）』を公表しております。

(1) 運用損益別顧客比率	(2) 預かり残高上位のコスト・リターン	(3) 預かり残高上位のリスク・リターン
全てのお客さまの運用状況を損益区分ごとにグラフ化しています。	お預かりしている残高上位のコストとリターンを比較した分散図で公表しています。	お預かりしている残高上位のリスクとリターンを比較した分散図で公表しています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に向けた取組み

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止を最重要課題の一つとして位置づけ、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」を定め、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、リスクに応じた実効的な低減措置を実施しております。

》マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

① 目的

都の都信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

② 運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また、当金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

③ 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部署を事務部及び統括部署をリスク統括部とし関係する各部や営業部等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組みます。

④ リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

⑤ 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

⑥ 疑わしい取引の届出

営業部店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

⑦ 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

⑧ 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

⑨ 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部署である事務部による営業部店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

⑩ 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業部店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組みます。

キャッシュカードのお取り扱いについて

≫キャッシュカード等の紛失・盗難・偽造等の受付窓口

キャッシュカードや通帳等を紛失された場合、盗難や偽造被害に遭われた場合等には、下記の受付窓口までご連絡ください。

	受付時間	受付窓口	電話番号
平 日	9:00～15:00	当金庫本支店	店舗のご案内は「営業店舗のご案内」をご覧ください。 フリーダイヤル 0120-793-714 TEL 022-261-4811
	上記の受付時間以外	しんきん自動機監視センター	
土・日・祝日 12月31日～ 1月3日	24時間		

※電話での受付は緊急の仮受付となります。後日、書面での正式な届出が必要となりますので、お取引店にご本人さまのご来店をお願いいたします。

必要書類等

- ご本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)
- お取引口座の「口座お届印」
- 通帳・証書・キャッシュカード・ローンカード等の再発行には、金庫所定の手数料が必要となります。

≫現金自動預払機(ATM)による「現金お引き出し」及び「カード振込」ご利用限度額について

お客さまからキャッシュカードを騙し取りATMから現金を引き出す「カード詐欺」やお客さまを誘導して犯人の口座へ振り込ませる「還付金詐欺」「SNS型投資・ロマンス詐欺」等の特殊詐欺被害が急増しています。

当金庫では、お客さまの大切なご預金をお守りするため、ATMを利用したキャッシュカードでの1日あたりのご利用限度額を下記のとおりとさせていただきます。

なお、ご利用限度額を超えるお引き出しにつきましては、これまでどおり営業時間内に当金庫窓口にて、ご通帳と口座お届印によりお取り扱いさせていただきます。

取引内容	ご利用限度額		
	70歳以上の個人のお客さま	70歳未満の個人のお客さま	法人のお客さま
お引き出し	50万円	100万円	100万円
カード振込	50万円	100万円	100万円

※70歳以上のお客さまについては、年1回見直すこととします。

※1回のご利用限度額は50万円です。

※法人のお客さまのカードによる振込限度額は、令和6年7月1日より適用しております。

≫キャッシュカードによる「現金お引き出し」及び「カード振込」の一部利用制限について

70歳以上のお客さまのうち、次の条件に該当するお客さまは、「ATMの出金限度額」「ATMの振込限度額」を0(ゼロ)円に設定させていただきます。

- 当金庫ATMで3年以上キャッシュカードによる「出金取引」をされていない口座のお客さまは、キャッシュカードによるATMでの出金取引ができなくなります。
- 当金庫ATMで3年以上キャッシュカードによる「振込取引」をされていない口座のお客さまは、キャッシュカードによるATMでの振込取引ができなくなります。

なお、対象となるお客さまが、継続的にキャッシュカードによるATMでのお取引をご希望される場合、誠に恐れ入りますが、「ご本人確認書類(運転免許証等)」・「ご通帳またはキャッシュカード」・「口座お届印」をご持参のうえ、当金庫窓口にてお手続きさせていただきますよう、お願いいたします。

≫暗証番号の「変更」のお願い

キャッシュカードの盗難等による被害を防止するため、第三者に推測されやすい暗証番号をご使用の場合は、万が一に備え、他の暗証番号への変更をお願いいたします。

【推測されやすい暗証番号の例】

- 生年月日
- 電話番号
- 連続番号(1234等)
- 同一番号(7777等)
- 自動車のナンバー等

暗証番号は、当金庫のATMで、いつでも何回でも変更が可能です。

ご注意

- 暗証番号の変更・新たなカードのお申込みに際しましては、「生年月日」・「電話番号」・「連続番号」・「同一番号」等の番号でのお取扱いはできませんのでご了承ください。
- 暗証番号は、第三者に知られないよう厳重な管理をお願いいたします。

お振込み、口座振替等のお取引内容をご確認いただくためにも、通帳へのご記入はお早めをお願いいたします。

金融ADR制度への対応(苦情処理措置・紛争解決措置等の概要)

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、以下のとおり内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまからの信頼性の向上に努めます。

≫ 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページで公表しております。

苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。

≫ 紛争解決措置

紛争解決に向けて、お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。ご利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお申し出ください。

また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお申し出ください。

杜の都信用金庫 お客さま相談室

住 所：〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-5-30
T E L：022-222-8076
F A X：022-224-1510
Eメール：soudanshitu@morinomiya-shinkin.co.jp
受付時間：8：30～17：00（信用金庫営業日）
受付媒体：電話、FAX、手紙、面談、メール

全国しんきん相談所（一般社団法人 全国信用金庫協会）

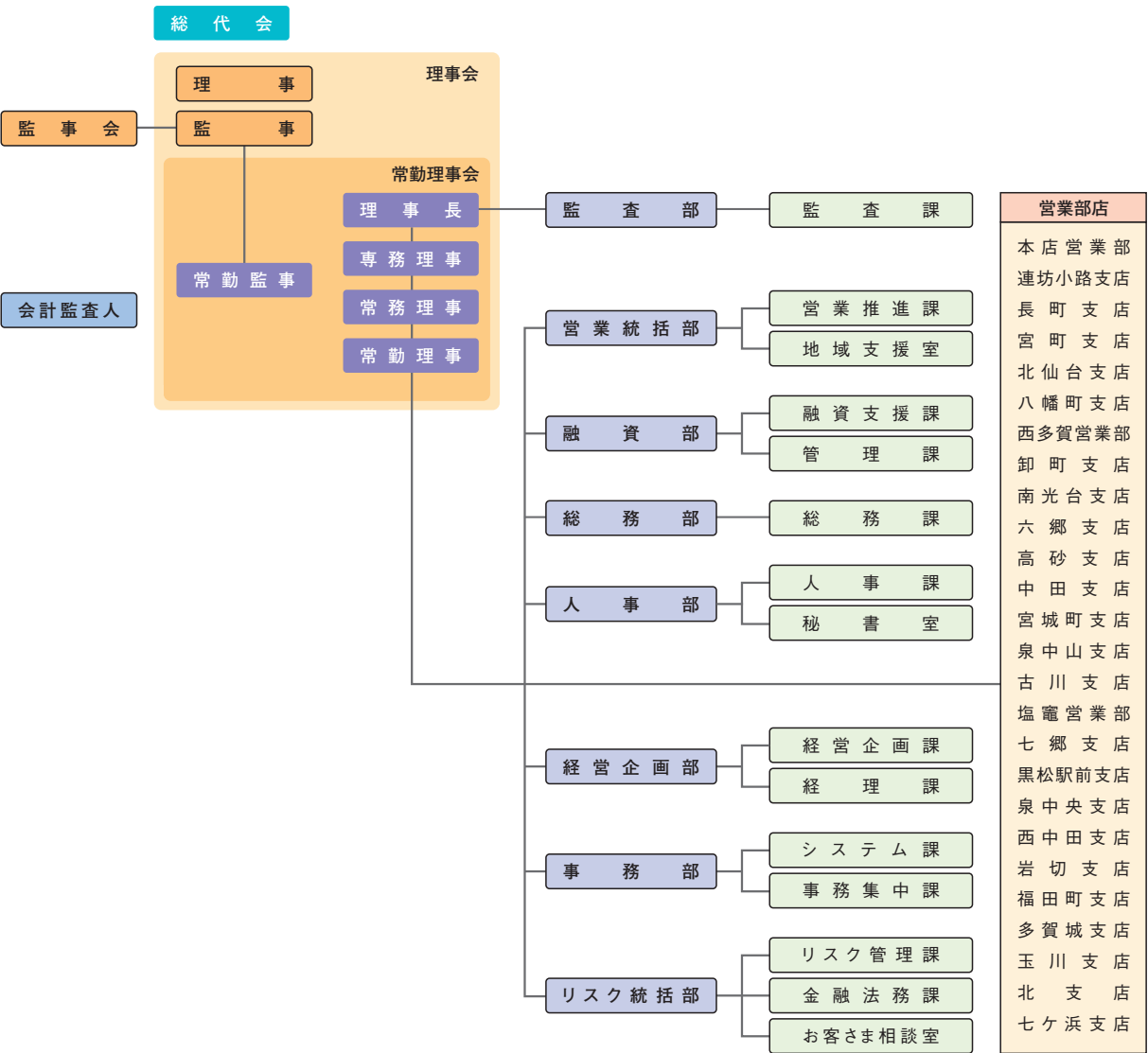
住 所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
T E L：03-3517-5825
受付時間：9：00～17：00（信用金庫営業日）
受付媒体：電話、手紙、面談

東京三弁護士会

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
T E L	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 / 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00 / 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 / 13:00～17:00

コーポレートデータ

社都信用金庫機構図 (2026年6月末現在)



役員 (2026年6月末現在)

理事長 星 倫市	理事 菊田 浩之
専務理事 岸川 幹一	理事 斎藤 浩
常務理事 市川 恒夫	常勤監事 斎藤 聡
常勤理事 小西 雄介	監事 向谷地 正一
常勤理事 甲田 暁彦	監事 涌井 えり子

※1 理事 菊田 浩之は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 涌井 えり子は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

職員の状況

区 分	2025年度末
職員数	201人
男子	101人
女子	100人
平均年齢	35歳2ヶ月
平均勤続年数	12年7ヶ月

役職員の報酬体系の開示

当金庫では、経営の透明性に鑑み、役職員の報酬体系の開示をしております。

≫ 報酬体系について

1 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、業務遂行の対価として支払う「報酬等」及び在任期間中の業務遂行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬等】

非常勤を含む全役員の報酬等につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払い総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬等の額につきましては職務等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬等の額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法

総代会の承認による

b. 決定時期と支払時期

退職または死亡後の総代会で承認後2ヶ月以内に本人または遺族に贈る。

(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払い総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	129

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「報酬等」109百万円、「退職慰労金」20百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2 対象職員等

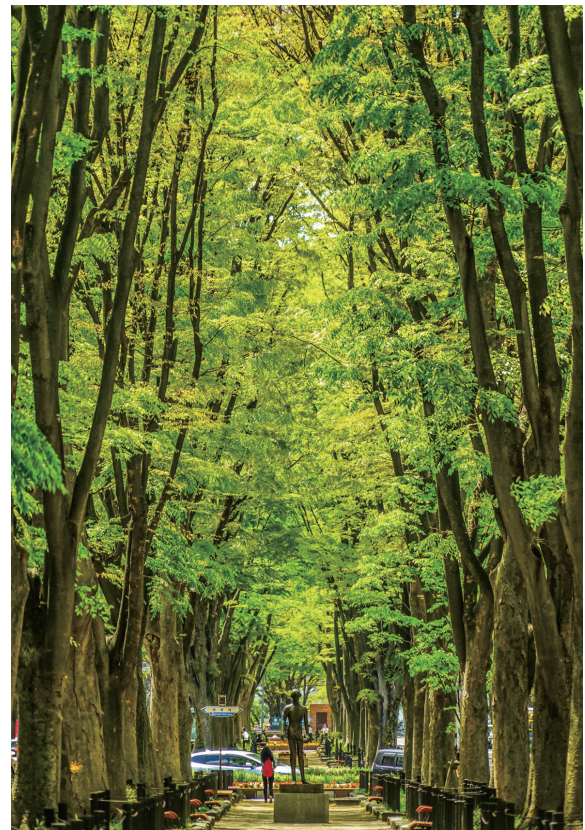
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等(注1)」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



総代会制度について

総代会は、重要事項を決議する最高意思決定機関であり、総代会制度は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

≫ 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上困難です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

● 総代選考基準

- ① 資格要件
 - 当金庫の会員であること
- ② 適格要件
 - 地域における信任が厚く、総代として相応しい見識を有していること
 - 当金庫の理念をよく理解し、当金庫との取引や経営内容も良好であること
 - 地域の情報に通じ、当金庫に対する協力者であること
 - 良識を持って正しい判断ができること
 - 総代会に出席可能であること
 - 総代選任時における年齢が原則として80歳未満であること

● 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

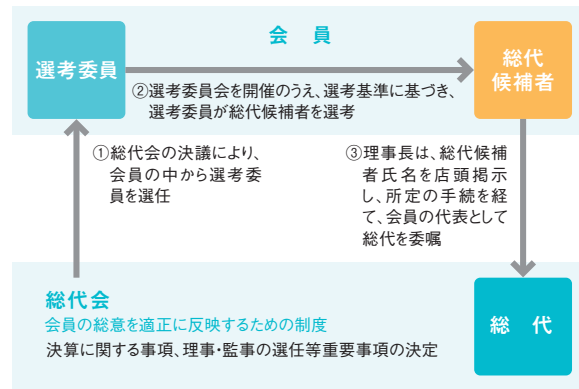
そこで、総代の選考は、定款及び総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手順を経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- ③ その総代候補者を会員が信任する

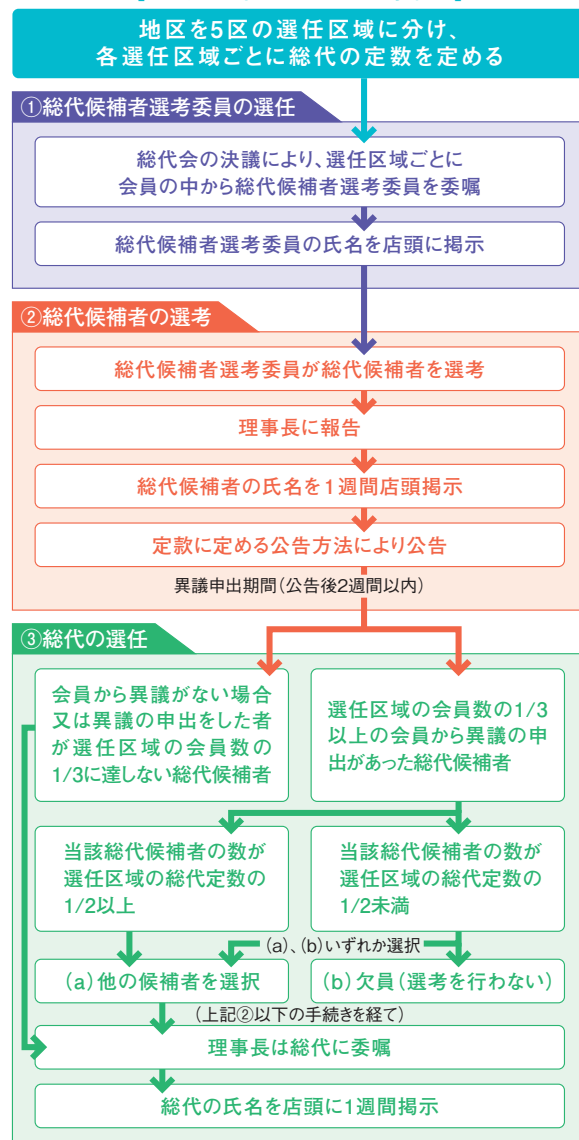
● 総代の任期と定数

- 総代の任期は2年です。
- 総代の定数は100人以上170人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
(2026年6月末現在の総代数は131人です)

≫ 総代会のしくみ



【総代が選任されるまでの手続き】



総代会の決議事項

2026年6月11日第83期通常総代会を開催し、次の事項について報告ならびに付議いたしました。

●報告事項

- (1) 第83期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

●決議事項

- 第1号議案 第83期 剰余金処分案承認の件
第2号議案 理事選任の件
第3号議案 監事選任の件
第4号議案 退任監事に対し退職慰労金贈呈の件
第5号議案 会員の除名の件

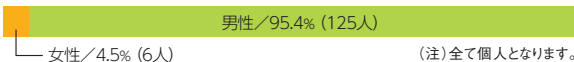
※以上の全議案について原案通り承認可決されました。

[総代属性別構成比]

■年代別総代数

年 齢	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	法人	合計
総代数	—	6人	25人	35人	65人	—	131人
構成比	0.0%	4.5%	19.0%	26.7%	49.6%	0.0%	100.0%

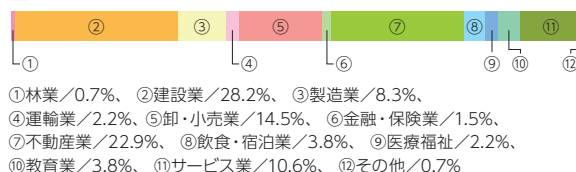
■男女別



■職業別



■業種別



総代の氏名等

(五十音順、敬称略)

主たる選任地区	人数	氏名
1区 仙台市青葉区	33名	阿部 幸悦①、伊藤 俊一①、植木 憲郎①、内田 靖⑧、小畑 秀一①、金丸 英男⑩、亀田 治⑨、亀山 武弘②、日下 敦⑦、後藤 隆博⑥、小林 照和⑥、佐藤 晶洋⑩、佐藤 敏男⑤、佐藤 奈美⑩、澤口 啓一③、白木 大作②、鈴木 恵美子①、鈴木 正巳⑥、大久 雅昭⑤、高橋 昭行⑤、高橋 俊行⑩、富樫 利和⑨、富澤 正三①、畠中 忠彦①、半澤 弘⑥、引地 雄一郎⑨、藤島 大介⑨、船山 克也⑨、松坂 卓夫⑥、村上 青史⑩、山崎 浩之①、山下 晴也①、米城 寿弥②
2区 仙台市太白区・若林区の一部	24名	相原 文弘⑩、板橋 祐一⑨、伊藤 静子①、伊藤 潤一⑩、小野寺 真①、加藤 伴典①、木田 孝一⑩、木村 美恵①、木村 勝宏⑥、小林 剛①、佐藤 喜一⑨、高山 繁樹①、田中 義久⑥、中澤 文昭①、沼田 長衛⑨、沼田 均⑨、三浦 義造⑥、百田 秀人①、守 健一郎⑥、吉田 健寿⑥、萬 弘義⑥、渡辺 光造①、渡邊 美智子⑥、渡邊 由之⑤
3区 仙台市宮城野区・若林区の一部	22名	阿部 節男①、阿部 嘉弘①、伊藤 敬一郎⑥、岩城 剛②、遠藤 昭彦①、加藤 明雄①、加藤 傳悦⑥、鎌田 晴義⑥、菅野 浩昭⑨、佐々木 喜味工⑦、佐藤 達夫⑦、佐藤 秀世⑩、莊司 祐子⑩、鈴木 文夫⑩、武田 祐一③、田中 修⑤、平間 修一①、堀江 新一郎⑨、堀越 良克⑥、守屋 長光①、山本 光⑤、渡辺 毅浩⑥
4区 仙台市泉区・大崎市	23名	青木 浩一⑤、赤木 久一①、太田 芳明⑧、大場 勝義①、奥山 俊一⑦、後藤 俊朗⑨、今野 信一②、佐々木 金也⑥、佐藤 政志⑩、菅原 裕典①、高橋 昭夫⑤、竹内 義明⑤、中鉢 勝夫⑦、戸村 恵一⑥、早坂 了悦⑨、嶺岸 義雄⑥、三宅 俊幸⑨、村山 重雄①、山崎 英樹①、油井 洋治⑦、我妻 孝⑨、鷲尾 広也⑥、渡部 洋平②
5区 塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町	29名	相原 誠一①、安住 陽一⑦、渥美 陽一①、阿部 昌弘①、井川 博人⑩、遠藤 誠⑦、小幡 正樹①、柏 隆一①、片平 直道⑥、金世 良雄⑩、川崎 泰泉①、菅野 俊之②、菊地 弘貴②、佐浦 俊一郎⑧、佐藤 良典⑤、志賀 直哉⑥、澁谷 昭一郎⑨、菅原 宏和⑥、杉原 茂①、鈴木 朝博①、鈴木 誠①、須藤 明①、関 弘明⑥、瀬戸 秀壽⑥、瀬戸 浩⑨、千田 忠一⑦、津田 孝造①、村上 晃嗣①、渡邊 善隆①

以上131名

(注) 丸数字は総代の就任回数 委嘱期間 自 2026年4月1日 至 2028年3月31日

[会員数・出資金・出資配当率・純資産勘定]

	2025年3月31日		2026年3月31日	
	会員数	出資金額	会員数	出資金額
個 人	30,955名	1,927,232千円	30,097名	1,880,988千円
法 人	6,115名	513,743千円	6,065名	512,393千円
合 計	37,070名	2,440,976千円	36,162名	2,393,382千円
出資配当率(年率)	2.00%		2.00%	
純資産勘定	16,329,356千円		14,555,901千円	

2026年3月31日現在 出資1口の金額50円 会員の出資の最低限度額／1万円

- 2026年3月末の純資産勘定は、145億55百万円となりました。金額は出資配当金などの社外流出を行う前の金額ですが、処分後の金額は145億8百万円となり、これが当金庫の狭義の自己資本で、経営安定の基礎となっています。出資金は2026年3月末で23億93百万円、会員数は36,162名となりました。

- 当金庫の会員資格は、当金庫の営業地区内にお住まいの方・営業地区内に事業所をお持ちの方・営業地区内にお勤めの方・営業地区内に転居することが確実と見込まれる方(信用金庫法施行規則で定める売買契約又は請負契約を締結した方に限ります。)となっております。ただし、法人の場合は、常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が9億円を超える事業者を除きます。

また、会員となるためには、会員の出資の最低限度額1万円の出資が必要となります。



営業のご案内

≫ 業務の種類

1 預金及び定期積金の受入れ

2 資金の貸付け及び手形の割引

3 為替取引

4 上記1～3の業務に付随する 次に掲げる業務その他の業務

- (1) 債務の保証又は手形の引受け
- (2) 有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
- (3) 有価証券の貸付け
- (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
- (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
- (6) 短期社債等の取得又は譲渡
- (7) 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 日本銀行
 - 年金積立金管理運用独立行政法人
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 独立行政法人環境再生保全機構
 - 東日本建設業保証株式会社
 - 日本酒造組合中央会
 - 一般社団法人しんきん保証基金
 - 公益社団法人全国市街地再開発協会
 - 公益財団法人不動産流通推進センター
 - 株式会社日本政策投資銀行

(8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)

金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)

(9) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)

信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)

信金中央金庫

みずほ信託銀行株式会社

(10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

(11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

(12) 振替業

(13) 両替

(14) 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)

5 国債証券、地方債証券、政府保証債券 その他の有価証券について 金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)

6 法律により信用金庫が営むことのできる業務

- (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
- (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
- (3) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
- (4) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
- (5) 中小企業事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第54条第1項により行う共済募集



主な預金商品

当座預金	事業用決済口座としてご利用いただけます。※預金保険制度により全額保護されます。
無利息型普通預金	決済用預金の3要素【① 無利息 ② 要求払い ③ 決済サービスの提供】を満たした普通預金です。 ※預金保険制度により全額保護されます。
普通預金	給料、年金振込み口座や自動振替口座としてご利用いただけます。
総合口座	1冊の通帳に普通預金と定期預金・定期積金がセットできます。 必要な時に定期性預金残高の90%、最高200万円まで自動的にご融資がご利用いただけます。
貯蓄預金	お預入れの残高に応じた金利が適用され、出し入れを自由にすることができます。
通知預金	まとまった資金の短期運用に便利です。お引出しの際は2日前までにご連絡ください。
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金で、租税納付の目的のみご利用の場合は、利息は非課税となります。

各種サービス

インターネットバンキング	■法人インターネットバンキング パソコン等の機器からインターネットを通じて、利用口座に関する資金移動(振込・振替)業務、照会業務、税金・各種料金払込業務等のサービスを行っております。  ■個人インターネットバンキング お手持ちのパソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、利用口座に関する資金移動(振込・振替)業務、照会業務、Eメール通知業務等のサービスを行っております。 
しんきんスマホ口座開設サービス	「しんきん口座開設アプリ」で運転免許証・印影を撮影、必要事項を入力のうえ送信することにより、お客さまは窓口に来店することなく口座開設の申込みができます。
しんきんバンキングアプリサービス	スマートフォンのアプリで口座残高や、入金金明細がいつでも、どこでも簡単に確認できます。
しんきん通帳アプリサービス	紙の通帳を発行せず、いつでもどこでも、入金金明細や残高をスマートフォンのアプリで確認できます。
デビットカード	デビットカード機能付のキャッシュカードで、お買い物、飲食等のご利用代金をお客さまの口座から即座に決済するサービスです。
貸金庫	お客さまの大切な財産や貴重品、預金通帳や重要書類を安全に保管します。 設置店舗 本店営業部／北仙台支店／卸町支店／岩切支店

保険商品・老後資金

保険窓口販売『個人年金保険』	余裕資金の運用やゆとりある老後の備えのためセカンドライフの資産形成をお手伝いします。
保険窓口販売『終身保険』	一生涯の死亡保障を確保しながら老後の生活資金の準備ができます。相続対策にも有効な保険商品です。
保険窓口販売『定期保険』	一定期間の死亡・高度障害に備えることができる保険商品です。
保険窓口販売『学資保険』	子どもの学資金(教育資金)を準備するための貯蓄型の保険です。
保険窓口販売『医療保険』	万一の病気やケガによる、入院・通院・手術に備える保険です。
保険窓口販売『がん保険』	「がん」と診断された時や、「がん」による、入院・通院・手術に備える保険です。
保険窓口販売『介護保険』	公的介護保険制度と連動したわかりやすい保険です。
保険窓口販売『標準傷害保険』	さまざまな事故によるケガを補償します。保険期間1年間の掛け捨て商品です。(その後の継続も可能)
保険窓口販売『しんきんグッドすまいる』	住宅ローンをご利用されるお客さまに安心もいっしょにお届けする住宅・マンション用の火災保険で幅広い補償内容となっております。
保険窓口販売『しんきんオーナーの火災保険』	併用住宅・共同住宅の建物、収容家財が対象の火災保険です。家賃損失を補償するなど、幅広いリスクに備えることができます。会員である法人、個人事業主、個人の方が対象となります。
保険窓口販売『ビジネスプロテクター』	簡単なお手続きで、事業活動にかかわる施設・業務・生産物の賠償リスクを1つの保険で補償します。お客さまのニーズが高まっている「サイバー攻撃による情報漏えいに伴う賠償損害や費用の補償」等にも備えることが可能です。
国債窓口販売『新型窓口販売方式国債』	毎月(年12回)発行され5万円からご購入いただける国債です。固定金利2年・5年・10年の3種類があります。元本や利子の支払いは、国により保証されています。
国債窓口販売『個人向け国債』	個人の方のみを対象とした1万円からご購入いただける安心・手頃な国債です。固定金利3年・5年と変動金利10年の3種類があります。元本や利子の支払いは、国により保証されています。
個人型確定拠出年金『iDeCo』	国民年金基金連合会が実施主体となり行っている年金制度です。掛金は全額所得控除の対象となります。運用益は非課税ですが、将来のお受取金額が運用成果次第で変動します。
国民年金基金	自営業・フリーランスの皆さまの老齢基礎年金に上乗せする、公的な年金制度です。掛金の全額が所得控除の対象となる確定年金で、老後の生活に終身に備えることができます。
しんきんの共済制度	ケガの補償(共済)だけでなく、ケガの防止や福利厚生に関する助成を、一律の会費で提供します。

営業のご案内

運用する／備える

資産運用手段は、従来の預金に加え、公共債をはじめ投資信託や個人年金保険などの預かり資産に広がり、ますます多様化しております。

当金庫では、これら預かり資産関連商品の販売にあたり、法令で定められている研修をはじめ商品知識の習得に向けた勉強会等を実施し、金融商品取引法、保険業法などを遵守し、お客さまに適切な運用プラン等をアドバイスするよう努めております。

信用金庫など金融機関における保険窓販の全面解禁に伴い、様々な保険商品の取扱いが可能となり、お客さまの多様な保険ニーズに幅広くお応えできるよう商品ラインナップの充実に積極的に取り組んでおります。

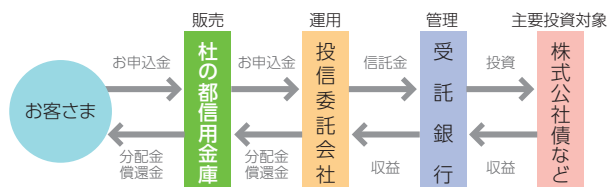
これからも、地域の皆さまの「豊かな生活の実現」に向けたサポート役を果たしてまいります。

投資信託について

「投資信託」（ファンドとも呼ばれる金融商品）は、多くのお客さまからお預かりした資金をひとつにまとめ、運用の専門家である投信委託会社が、複数の株式や債券等多くの金融商品に投資（運用）し、その成果をお客さまにお返しする商品です。

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、販売等に際しては、「金融商品に係る勧誘方針」を遵守し、勧誘の適正の確保を図るとともに、十分な説明責任を果たしてまいります。

投資信託の仕組み



お客さまの窓口となる杜の都信用金庫のほか、投信委託会社、実際の売買や資金管理をする受託銀行によって運営されます。この内、投信委託会社と受託銀行は投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の特徴

- 小さな資金で始めることができます。
株式・債券などの有価証券への投資金額は、1万円程度の「小口資金」から始められます。
- 株式や債券などに分散して投資します。
投資信託では、複数の銘柄に少しずつ資金を分散して投資しますので、全体的に値動きが平均化され、リスクを抑えた運用を目指すことができます。
- 専門家に運用をお任せいただけます。
株式や債券などに投資するには、多額の資金と専門的な知識が必要となります。投資信託の場合は多くのお客さまからお預かりした資金をまとめて、運用の専門家がバランスのとれた分散投資を行います。

ご購入の際の注意事項

- 投資信託は預金商品ではありません。
- 投資信託は預金保険及び投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、元本及び分配金が保証されている商品ではありません。
- ご購入した資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- ご購入の際は必ず「目論見書」をご覧ください。

投資信託ラインナップ

分類	ファンド名	投信委託会社	新NISA 対象区分
株式型	国内 しんきん好配当利回り株ファンド	しんきんアセット マネジメント投信	成長投資枠
	しんきん日経平均オープン	しんきんアセット マネジメント投信	成長投資枠
	三井住友・ニュー・チャイナ・ファンド	三井住友DS アセットマネジメント	成長投資枠
	外国 しんきん世界好配当利回り株ファンド 《毎月決算型》	しんきんアセット マネジメント投信	—
	しんきん世界好配当利回り株ファンド 《1年決算型》	しんきんアセット マネジメント投信	成長投資枠
国内外 あおぞら・徹底分散グローバル株式ファンド 《愛称:てつざん》	あおぞら投信	成長投資枠	
国内	しんきん公共債ファンド 《愛称:ハロー・インカム》	しんきんアセット マネジメント投信	成長投資枠
	ニッセイ日本インカムオープン 《愛称:Jボンド》	ニッセイアセット マネジメント	—
	ニッセイ日本インカムオープン 《年1回決算型》 《愛称:Jボンド《年1回決算型》》	ニッセイアセット マネジメント	成長投資枠
債券型	外国 世界のサイフ	アモーヴァ・アセット マネジメント	—
	グローバル・ソブリン・オープン 《毎月決算型》	三菱UFJアセット マネジメント	—
	One高格付インカム・オープン 《毎月決算コース》 《愛称:ハッピークローバー》	アセットマネジメントOne	—
	One高格付インカム・オープン 《1年決算コース》 《愛称:ハッピークローバー1年》	アセットマネジメントOne	成長投資枠
	ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン 《毎月分配型》 《愛称:杏の実》	大和アセットマネジメント	—
	ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン 《年1回決算型》 《愛称:杏の実《年1回決算型》》	大和アセットマネジメント	成長投資枠
	One高格付外債ファンド 《愛称:トリプルエース》	アセットマネジメントOne	—
	バランス型	国内 しんきん3資産ファンド 《毎月決算型》	しんきんアセット マネジメント投信
国内外 しんきん3資産ファンド 《1年決算型》	しんきんアセット マネジメント投信	成長投資枠	
しんきんグローバル6資産ファンド 《毎月決算型》	しんきんアセット マネジメント投信	—	
しんきんグローバル6資産ファンド 《1年決算型》	しんきんアセット マネジメント投信	成長投資枠	
不動産型 (リート)	国内 しんきんリートオープン 《毎月決算型》	しんきんアセット マネジメント投信	—
	しんきんリートオープン 《隔月決算型》 《愛称:六つの果実》	しんきんアセット マネジメント投信	成長投資枠
	三井住友・グローバル・リート・オープン 《愛称:世界の大家さん》	三井住友DS アセットマネジメント	—
	三井住友・グローバル・リート・オープン 《3カ月決算型》 《愛称:世界ビル紀行》	三井住友DS アセットマネジメント	成長投資枠
	三井住友・グローバル・リート・オープン 《1年決算型》 《愛称:世界の大家さん《1年決算型》》	三井住友DS アセットマネジメント	成長投資枠
株式型	国内 たわらノーロード 日経225	アセットマネジメントOne	つみたて投資枠
	たわらノーロード TOPIX	アセットマネジメントOne	つみたて投資枠
	たわらノーロード 先進国株式	アセットマネジメントOne	つみたて投資枠
	外国 たわらノーロード 先進国株式 《為替ヘッジあり》	アセットマネジメントOne	つみたて投資枠
	たわらノーロード 新興国株式	アセットマネジメントOne	つみたて投資枠
バランス型	国内外 たわらノーロード バランス 《8資産均等型》	アセットマネジメントOne	つみたて投資枠

》主な貸出商品

創業支援融資	開業(開業後1年未満の事業者含む)のための運転資金・設備資金にご利用ください。 [ご融資金額] 100万円～300万円 [ご融資期間] 5年以内
事業活性化ローン	運転資金、設備資金にご利用ください。 [ご融資金額] 500万円～2,000万円 [ご融資期間] 7年以内(据置期間、1年間を含む)
ワイドローン	団体生命保険付の長期貸出にご利用ください。事業資金、個人住宅資金など幅広くお使いいただけます。 [ご融資金額] 事業資金200万円以上1億円以内 個人住宅資金10万円以上1億円以内 個人消費資金200万円以上1,000万円以内 [ご融資期間] 事業資金2年以上25年以内 個人住宅資金25年以内 個人消費資金2年以上10年以内 (いずれも据置期間1年を含む)
TKC経営者ローン	TKC会員の関与先企業のお客さまが対象となります。運転資金にご利用ください。 [ご融資金額] 100万円～1,000万円以内 [ご融資期間] 7年以内
事業者カードローン	事業者向けのカードローンです。運転資金、設備資金にご利用ください。宮城県信用保証協会の保証が必要となります。 [ご融資金額] 100万円～2,000万円以内 [ご融資期間] 1年または2年
ビジネスカードローン	事業者向けカードローンです。運転資金、設備資金にご利用ください。担保(不動産・預積金等)が必要となります。 [ご融資金額] 50万円～3億円以内 [ご融資期間] 3年ごとの更新
ライフカードローン	個人向けカードローンです。消費資金にご利用ください。担保(不動産・預積金等)が必要となります。 [ご融資金額] 50万円～500万円以内 [ご融資期間] 3年ごとの更新
災害復旧融資	災害等により被災を受けたお客さまが対象となります。当座の運転資金や設備等の修復にご利用ください。 [ご融資金額] 10万円～1,000万円 (災害緊急融資の場合は500万円以下) [ご融資期間] 1年以上7年以内(据置期間6ヶ月含む) (災害緊急融資の場合は5年以内)

》主な個人向けローン商品

しんさんフリーローン

お使いみち自由!
ローンおまとめ資金・事業性資金にも!
[ご融資金額] 500万円以内
[ご融資期間] 10年以内
(一社)しんさん保証基金の保証が必要となります。



カーライフプラン

車の購入、パーツの購入・取付、車検、修理費用、借換等、車に関する費用ならおまかせ!
[ご融資金額] 1,000万円以内
[ご融資期間] 15年以内
(一社)しんさん保証基金の保証が必要となります。



教育プラン

入学金や授業料をはじめ、教材費や下宿費用、留学費用や借換等、教育資金全般に対応!
[ご融資金額] 1,000万円以内
[ご融資期間] 16年以内
(一社)しんさん保証基金の保証が必要となります。



しんさん教育カードローン

ATMでお借り入れできます。
元金の返済は卒業後から!
在学期間中は利息のみのお支払い!
[ご融資金額] 500万円以内
[ご融資期間] 5年以内
(一社)しんさん保証基金の保証が必要となります。



無担保住宅ローン

自宅の購入・リフォーム、住宅ローンの借換等、住宅資金全般に!
[ご融資金額] 2,000万円以内
[ご融資期間] 20年以内
(一社)しんさん保証基金の保証が必要となります。



インターネット申込受付

インターネットでの
個人向けローン商品
お申込みはこちらから



各種手数料

●ATM利用手数料(消費税込)

ご利用時間※1			当金庫 カード	他金庫 カード	七十七銀行 カード※2	仙台銀行 カード※2	他金融機関 カード※2	ゆうちょ銀行 カード※2	提携クレジット カード※2 ※3
出金 手数料	平日	7:30～8:45	無料	110円	110円	110円	220円 (注)	220円 (注)	無料
		8:45～18:00		無料	無料	無料	110円	110円	無料
		18:00以降		110円	110円	110円	220円 (注)	220円 (注)	110円
	土曜日	8:00～9:00	無料	110円	110円	110円	220円 (注)	220円 (注)	ご利用できません
		9:00～14:00		無料 ※4				110円	無料
		14:00以降		110円				220円 (注)	110円
	日曜・祝日	8:00～9:00	110円	220円 (注)	110円	110円	220円 (注)	220円 (注)	ご利用できません
		9:00～17:00		110円				220円 (注)	110円
		17:00以降		220円 (注)				220円 (注)	110円

ご利用時間※1			当金庫 カード	他金庫 カード	七十七銀行 カード	仙台銀行 カード※2	他金融機関 カード※2 ※5	ゆうちょ銀行 カード※2	提携クレジット カード※2 ※6
入金 手数料	平日	7:30～8:45	無料	110円	ご利用できません	220円 (注)	220円 (注)	220円 (注)	無料
		8:45～18:00		無料		110円	110円	110円	
		18:00以降		110円		220円 (注)	220円 (注)	220円 (注)	
	土曜日	8:00～9:00	無料	110円		220円 (注)	220円 (注)	220円 (注)	ご利用できません
		9:00～14:00		無料		110円	110円	110円	無料
		14:00以降		110円		220円 (注)	220円 (注)	220円 (注)	無料
	日曜・祝日	8:00～9:00	無料	220円 (注)		220円 (注)	220円 (注)	220円 (注)	ご利用できません
		9:00～17:00		110円				220円 (注)	無料
		17:00以降		220円 (注)				220円 (注)	無料

※1 ご利用時間は当金庫の最大稼働時間で表示しております。各ATMコーナーのご利用時間につきましては、「営業店舗のご案内」にてご確認ください。また、当金庫以外のカードでのご利用可能時間につきましては、口座をお持ちの金融機関またはクレジットカード会社にお問い合わせください。

※2 平日のご利用開始時間は8:00からになります。

※3 「提携クレジットカード」のキャッシング手数料は、別途クレジット会社からお客さまにご請求されます。なお、手数料につきましては、各提携クレジット会社により異なりますので、詳しくはクレジットカード会社へお問い合わせください。

※4 土曜日のお引出しにつきましては、一部有料となる信用金庫がございます。

※5 「他金融機関カード」のご入金、第二地方銀行・信用組合・労働金庫のうち、相互入金業務提携金融機関のカードに限ります。

※6 「提携クレジットカード」のご入金（ご返済）は、一部のATMでご利用いただけます。

(注) 利息制限法等の改正に伴い、ATM利用手数料が 220 円(消費税込)となる一部のお取引について、手数料が 110 円(消費税込)に引き下げとなる場合や、ご利用できない場合がございます。詳しくは口座をお持ちの提携金融機関にお問い合わせください。

●為替手数料(消費税込)

手数料項目・取扱区分等			当金庫		他行宛
			同一店内宛	本支店宛	
振込 【窓口扱い】※1	電信・	5万円以上 1件につき	440円	550円	880円
	文書扱い	5万円未満 1件につき	220円	330円	660円
振込 【ATM扱い】	当金庫 キャッシュ カード扱い	5万円以上 1件につき	無 料	330円	550円
		5万円未満 1件につき	無 料	110円	385円
	他行庫 キャッシュ カード扱い※2	5万円以上 1件につき	440円	440円	770円
		5万円未満 1件につき	220円	220円	550円
	現金扱い	5万円以上 1件につき	330円	440円	770円
		5万円未満 1件につき	110円	220円	550円
インターネット バンキング		5万円以上 1件につき	無 料	220円	550円
		5万円未満 1件につき	無 料	110円	330円
為替自動振込		5万円以上 1件につき	無 料	330円	550円
		5万円未満 1件につき	無 料	110円	385円
給与振込	1件につき		無 料		220円
代金取立	電子交換(本支店宛・他行庫宛)				660円
	郵送				1,100円
その他	送金・振込の組戻			1通	660円
	不渡手形・小切手等返却			1通	660円
	取立手形・小切手等組戻			1通	660円
	取立手形店頭呈示			1通	660円
	その他(拒絶証書作成費用等)				実 費

※1 視覚障がいをお持ちのお客さまの振込みの場合は、【ATM扱い】の振込手数料となります。

(注) 他金融機関のキャッシュカードご利用の場合は、曜日・時間帯により別途ATM利用手数料がかかります。

●両替手数料(消費税込)

窓口 扱い	ご希望金種の合計枚数	手数料(消費税込)
	1枚～50枚以下	無料
	51枚～500枚	440円
	501枚～1,000枚	550円
	1,001枚～2,000枚	880円
	以降1,000枚以内増ごとに	330円加算

※汚損した現金の交換・記念硬貨の交換は無料とさせていただきます。

※現金による払い戻し時に金種を指定される場合(実質両替と判断される場合)も両替と同額の手数料をいただきます。

両替 機	ご希望金種の合計枚数	手数料(消費税込)
	1枚～1,000枚	200円

※両替機での1回の両替限度枚数は1,000枚となります。

(金種によって限度枚数までの両替ができない場合がございます)

※両替機ご利用の際、当金庫キャッシュカードまたは両替機専用カードのご利用で、お一人さま1日1回50枚まで無料とさせていただきます。

硬貨 入金 手数料	ご希望金種の合計枚数	手数料(消費税込)
	1枚～100枚以下	無料
	101枚～500枚	440円
	501枚～1,000枚	550円
	1,001枚～2,000枚	880円
	以降1,000枚以内増ごとに	330円加算

※汚損した硬貨の入金・記念硬貨の入金は無料とさせていただきます。

※101枚以上の硬貨による振込や税金等の払込みの場合も手数料をいただきます。

●預金・その他手数料(消費税込)

手数料項目		手数料(消費税込)
貸金庫	全自動 ※設置店舗:本店営業部	I 種 年額 39,600円 II 種 年額 66,000円 III 種 年額 79,200円
	全自動 ※設置店舗:北仙台支店 岩切支店	I 種 年額 26,400円 II 種 年額 37,400円 III 種 年額 48,400円
	半自動 ※設置店舗:卸町支店	I 種 年額 30,800円 II 種 年額 46,200円
	貸金庫鍵紛失手数料	実 費
	夜間金庫 基本料	月額 13,200円
	入金帳	1冊につき 17,600円
夜間金庫再交付手数料(投入袋・鍵の紛失等)		実 費
ICキャッシュカード発行手数料		1枚 1,100円
再発行手数料	通帳・証書・カード ※通帳アプリから紙通帳への切替えを含む	1冊・1枚につき 1,100円
インターネット バンキング	個人版	基本料 無 料 契約時 無 料
	法人版	基本料 月額 2,200円 契約時 5,500円
ハードウェア トーフン	新規申込・再発行時 (紛失・破損・電池切れ等)	1個につき 880円
各種証明書 発行	残高・利息証明書発行手数料 (英文を含む)	窓口扱い1通につき 330円 郵送扱い1通につき 660円
	相続預金払戻証明書発行手数料	1通につき 2,200円
	融資証明書	1部につき 5,500円
	その他証明書(債務保証書等)	1部につき 1,100円
取引履歴照会(マイクロフィルムの写し)		1枚につき 220円
金庫証明書 抄本・印鑑証明書等		1通につき 1,100円
個人情報開示	基本項目	窓口扱い1通につき 660円 郵送扱い1通につき 1,100円
	基本項目以外	窓口・郵送扱い1通につき 2,200円
	※従量手数料は、2枚目以降1枚あたり55円となります。	
各種調査	税務調査時等	1枚 22円
債券口座管理	振替決済口座管理	無 料
保護預り	その他(特殊預り)	月額 220円
株式・出資払込事務取扱手数料	払込額×1000分の2.5×1.1(消費税)	
個人向け信託商品事務手数料	信託金額×1%×1.1(消費税)※上限55,000円	
口座振替手数料	1件あたりの手数料単価×件数×1.1(消費税)	
未利用口座管理手数料	年額	1,320円
無鑑査集金靴・鍵再交付等手数料		実 費

●融資手数料(消費税込)

手数料項目		手数料(消費税込)
不動産担保	担保新規設定、根抵当権極度増額、担保追加設定、担保物件差換 ※登記留保含む	当金庫営業地区内の物件 55,000円 当金庫営業地区外の物件 110,000円
	担保順位変更、担保一部解除、根抵当権極度減額、担保譲渡、債務者変更等 ※以下のものは除きます 公的機関からの要請による取扱店変更のもの、当金庫都合によるもの、融資時の条件によるもの	当金庫営業地区内の物件 16,500円 当金庫営業地区外の物件 33,000円
条件変更	(変更契約書・特約書等)月々の返済金または貸付期限の変更したもの	1回 11,000円
融資実行	手形貸付・証書貸付	1件 11,000円
	割引手形	1件 1,100円
	アパートローン	1件 融資金額×0.55%※下限55,000円
証書貸付 (住宅ローン以外の 消費者ローンを除く)	消費者ローン(カードローン以外)	1件 330円
	臨時内入(契約期間5年超を対象)	1回 5,500円
	線上完済 (契約期間10年以上を対象)	融資後3年以内 5,500円 融資後5年以内 3,300円 融資後7年以内 2,200円 融資後7年超 無 料
住宅ローン ・保証会社保証付 ・ワイドローン (個人住宅)	ローン事務取扱	全部保証申し込み保証基取 1件 67,100円 ワイドローン(個人住宅) 1件 12,100円
	変動金利 (固定金利 選択時含む)	臨時内入 1回 22,000円 線上完済 33,000円 固定金利再設定 5,500円
	全期間固定金利	臨時内入 1回 5,500円 線上完済 融資後7年以内 3,300円 融資後7年超 無 料

●でんさいサービス手数料(消費税込)

契約料および基本手数料 ※法人IB契約先無料

手数料項目		手数料(消費税込)	
		電子記録債務者	債権者利用限定
契約料(初回のみ)		5,500円	2,750円
基本手数料(月額)	書面取引	2,200円	2,200円
	PC取引	1,100円	1,100円

通常利用料 書面取引

手数料項目		手数料(消費税込)	
		電子記録債務者	債権者利用限定
発生記録利用料	(1取引)	770円	—
譲渡記録利用料	(1取引)	770円	770円
分割譲渡記録利用料	(1取引)	770円	770円
変更・訂正等	(1取引)	1,100円	1,100円
開示請求(窓口)	(1通)	1,100円	1,100円
開示請求(特例)	(1通)	2,200円	2,200円
残高証明書(定例発行)	(1通)	2,200円	2,200円
残高証明書(都度発行)	(1通)	4,400円	4,400円

通常利用料 PC取引

手数料項目		手数料(消費税込)	
		電子記録債務者	債権者利用限定
発生記録利用料	(1取引)	550円	—
譲渡記録利用料	(1取引)	550円	550円
分割譲渡記録利用料	(1取引)	550円	550円
変更・訂正等		無 料	無 料
開示請求		無 料	無 料
残高証明書(定例発行)	(1通)	2,200円	2,200円
残高証明書(都度発行)	(1通)	4,400円	4,400円



信金中央金庫

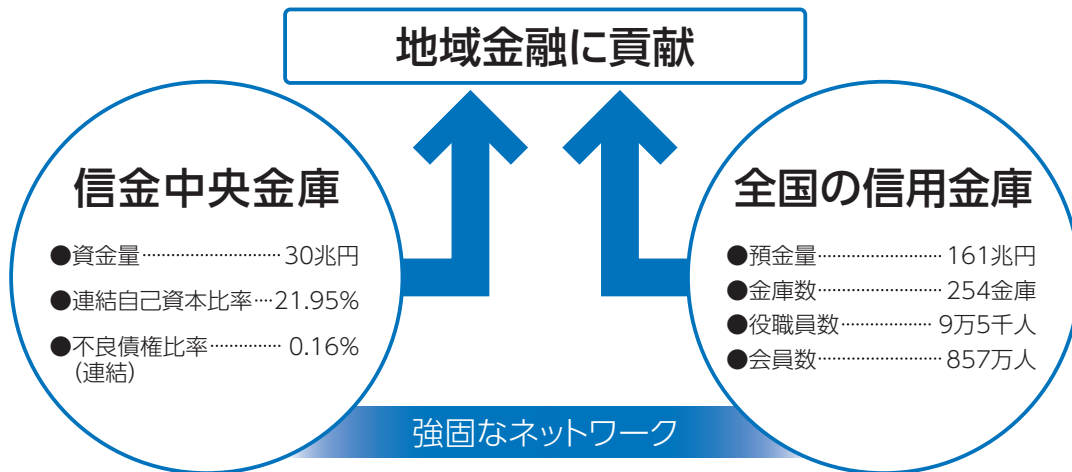
SCB

Shinkin Central Bank

～信用金庫の「中央金融機関」～

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫が個別に行うことが困難、または非効率である業務を補完していることに加え、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けたサポートのほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめています。



2026年3月末時点

信用金庫の多様な業務サポート

- ・中小企業のビジネスマッチングや海外展開のサポート
- ・個人の資産形成や相続にかかる業務のサポート
- ・地域創生やデジタルの活用など

信用金庫の経営サポート

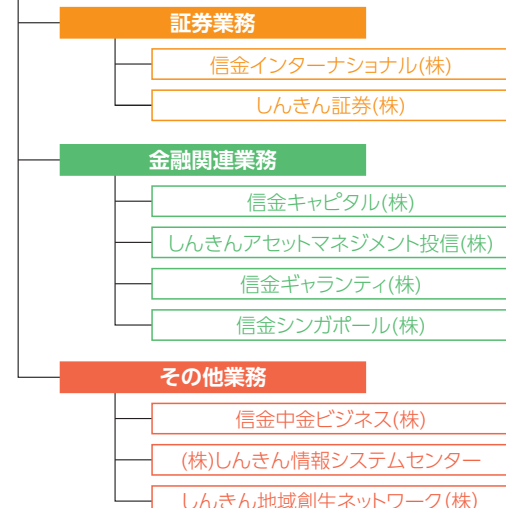
- ・信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- ・信用金庫の業務効率化のサポート
- ・信用金庫の健全性確保に向けたサポート

信用金庫業界の資金運用

- ・全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した豊富な資金を、国内外の金融市場における様々な商品等に投資を行っているほか、事業会社・地方公共団体などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ

信金中央金庫グループ



邦銀トップクラスの格付

格付会社	長期格付
ムーディーズ(Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング(S&P)	A
格付投資情報センター(R&I)	A+
日本格付研究所(JCR)	AA

2026年3月末時点

業績のご報告

36～39

財務諸表

貸借対照表／
貸借対照表の注記事項／
損益計算書／損益計算書の注記事項／
剰余金処分計算書

40

預金業務の状況

預金積金科目別期末残高／
預金・譲渡性預金科目別平均残高／
預金者別預金残高／役職員一人当たり預金・貸出金残高／
一店舗当たり預金・貸出金残高

40

為替業務の状況

内国為替取扱高

40～41

貸出業務の状況

貸出金科目別期末残高／貸出金科目別平均残高／
貸出金金利別残高／
業種別・会員・会員外別貸出金残高／
特定海外債権残高／貸出金使途別内訳／
貸出金担保別内訳／債務保証見返額担保別内訳／
消費資金残高／住宅資金残高／
代理貸付残高の内訳／
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額／
貸出金償却額

42～43

有価証券に関する状況

有価証券期末残高／有価証券平均残高／
商品有価証券期末残高・平均残高／
有価証券の種類別の残存期間別残高／
有価証券の時価情報／金銭の信託の時価情報／
デリバティブ取引時価情報／公共債引受額

44～45

損益の状況

資金運用収支の状況及び業務粗利益及び粗利益率／
業務純益／その他業務収支の内訳／
役務取引等収支の内訳／経費の内訳／
資金運用収支の内訳／受取・支払利息の増減／
最近5事業年度の主要な経営指標の推移

45

経営指標

利益率／利鞘／預証率／預貸率

自己資本の充実の状況(自己資本比率規制の第3の柱に基づく情報開示)

46～54

事業年度の開示事項

- (1) 自己資本の構成に関する事項
- (2) 自己資本の充実度に関する事項
- (3) 信用リスクに関する事項
(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- (9) オペレーショナル・リスクに関する事項
- (10) 金利リスクに関する事項

財務諸表

■ 貸借対照表（資産の部）

（単位：百万円）

科 目	2024年度 (2025年3月31日現在)	2025年度 (2026年3月31日現在)
現 金	5,527	5,665
預 け 金	125,167	109,895
買 入 金 銭 債 権	2,254	2,138
金 銭 の 信 託	－	－
有 価 証 券	96,175	91,041
国 債	32,352	29,311
地 方 債	15,887	14,967
社 債	30,409	29,173
株 式	384	333
そ の 他 の 証 券	17,140	17,255
貸 出 金	392,855	401,241
割 引 手 形	297	234
手 形 貸 付	14,921	8,923
証 書 貸 付	356,148	372,503
当 座 貸 越	21,487	19,578
そ の 他 資 産	3,297	3,601
未 決 済 為 替 貸	106	125
信 金 中 金 出 資 金	2,636	2,636
前 払 費 用	13	24
未 収 収 益	467	702
そ の 他 の 資 産	73	113
有 形 固 定 資 産	7,969	7,731
建 物	3,045	2,901
土 地	4,479	4,479
建 設 仮 勘 定	－	－
その他の有形固定資産	444	350
無 形 固 定 資 産	63	55
ソ フ ト ウ ェ ア	16	11
その他の無形固定資産	46	44
前 払 年 金 費 用	224	272
繰 延 税 金 資 産	1,240	810
債 務 保 証 見 返	2,647	2,406
貸 倒 引 当 金	△ 5,067	△ 2,059
(うち個別貸倒引当金)	(△ 4,466)	(△ 1,601)
資 産 の 部 合 計	632,357	622,801

(注) 1. 動産、不動産の減価償却累計額
2024年度5,193百万円 2025年度5,439百万円
2. 有形固定資産の圧縮記帳額 3百万円
3. 「貸倒引当金」は、資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示しております。

■ 貸借対照表（負債及び純資産の部）

（単位：百万円）

科 目	2024年度 (2025年3月31日現在)	2025年度 (2026年3月31日現在)
預 金 積 金	609,830	584,882
当 座 預 金	9,090	8,898
普 通 預 金	262,074	255,232
貯 蓄 預 金	1,052	931
通 知 預 金	9,775	8,037
定 期 預 金	303,749	291,651
定 期 積 金	20,022	16,385
そ の 他 の 預 金	4,066	3,745
譲 渡 性 預 金	－	－
借 用 金	1,800	19,000
借 入 金	1,800	1,600
当 座 借 越	－	17,400
そ の 他 負 債	1,234	1,392
未 決 済 為 替 借	161	147
未 払 費 用	432	748
給 付 補 填 備 金	8	17
未 払 法 人 税 等	191	5
前 受 収 益	96	101
払 戻 未 済 金	49	16
払 戻 未 済 持 分	31	49
資 産 除 去 債 務	13	14
そ の 他 の 負 債	249	292
賞 与 引 当 金	83	80
役 員 賞 与 引 当 金	6	5
退 職 給 付 引 当 金	－	－
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	103	124
偶 発 損 失 引 当 金	95	126
繰 延 税 金 負 債	－	－
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	226	226
債 務 保 証	2,647	2,406
負 債 の 部 合 計	616,027	608,245
出 資 金	2,440	2,393
普 通 出 資 金	2,440	2,393
利 益 剰 余 金	22,014	22,812
利 益 準 備 金	2,726	2,726
そ の 他 利 益 剰 余 金	19,287	20,085
特 別 積 立 金	17,455	18,255
(記念行事積立金)	(431)	(431)
(経営基盤強化積立金)	(2,400)	(2,400)
(顧客利便性向上等積立金)	(2,000)	(2,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,832	1,830
処 分 未 済 持 分	△ 23	△ 32
会 員 勘 定 合 計	24,431	25,173
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 8,480	△ 10,995
土 地 再 評 価 差 額 金	378	378
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 8,102	△ 10,617
純 資 産 の 部 合 計	16,329	14,555
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	632,357	622,801

■ 貸借対照表の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 8年～50年
その他 3年～20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、理事会の承認を得ている「償却・引当事務取扱規程」に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
また、破綻懸念先債権に相当する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるとする一定の金額以上の債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。すべての債権は、「自己査定規程」に基づき、営業部店及び関係部署の協力的下にリスク統括部（資産査定部署）が資産査定を統括しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金給付の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型立派厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1)制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）
①年金資産の額 1,796,855百万円
②年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,828,746百万円
差引額 (①－②) △31,890百万円
(2)制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和7年3月分） 0.2256%
（注）掛金拠出割合の端数は小数点以下第5位を四捨五入しております。
(3)補足説明
上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金42百万円を費用処理しております。
また、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、上記（2）の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 信発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
- 会計上の見振りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
(1)貸倒引当金 2,059百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見振りに用いた仮定に変化が生じた場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
(2)繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 890百万円
繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消見込額、税務上の繰越欠損金の控除見込額及び将来の事業計画に基づき課税所得（税務上の繰越欠損金控除前）等に基づき、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針26号）に従って回収可能性を判断し、計上しております。
主要な仮定は、「政策金利の見通し」及び「貸出金・預金等の利回りの見通し」であります。
また、利益計画の達成可能性に関する不確実性を考慮し、当該計画の一部の項目について一定のストレスを付加した上で、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。なお、これらの主要な仮定は、将来の経済環境、金利動向及び地域経済の状況等の変化により重要な影響を受ける可能性があります。実際に発生した課税所得の時期及び金額が見振りとは異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,021百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 5,439百万円
- 有形固定資産の圧縮記録額 3百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,802百万円

危険債権額	4,287百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	179百万円
合計額	7,270百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を回することを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は234百万円であります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	33,000百万円
有価証券	3,447百万円
その他資産	0百万円
担保資産に対応する債務	
預金積立	1,776百万円
借入金	19,000百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金36,000百万円を差し入れております。

- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年5月2日法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行なって算出しております。
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 58百万円

- 出資1口当たりの純資産額 308円24銭

- 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金であります。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

なお、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、対象残高が僅少のため、特段のリスク回避策はとっておりません。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、理事会において決定された「信用リスク管理方針」に基づき、信用リスクに関する具体的な管理方法を定めた「信用リスク管理規程」や「融資事務取扱規程」等に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業部店のほか融資部により行われ、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
なお、総体的な信用リスクの管理状況については、定期的なリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理し、理事会において決定された「市場リスク管理方針」に基づき、市場リスクに関する具体的な管理方法を定めた「市場リスク管理規程」や「余資運用基準」等に従い、日常的に利息感応度分析において金融資産及び負債の金利や期間・総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。

なお、総体的な金利リスクの管理状況については、定期的なリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会において決定された「市場リスク管理方針」に基づき、市場リスクに関する具体的な管理方法を定めた「市場リスク管理規程」に従い行われております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫で保有している株式は、純投資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

なお、総体的な価格変動リスクの管理状況については、定期的なリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金債権」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積立」、「借入金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算出にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本国金利の場合、1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、12,588百万円減少するものと把握しております。

ただし、当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、理事会において決定された「流動性リスク管理方針」に基づき、流動性リスクに関する具体的な管理方法を定めた「流動性リスク管理規程」や「余資運用基準」に従い、日

常的には経営企画部において資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランス等をモニタリング・調整することにより流動性リスクを管理しております。

なお、総体的な流動性リスクの管理状況については、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております（償還・返済予定額については（注3）、（注4）参照）。

残高および時価情報 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金（※1）	109,895	109,679	△216
(2)買入金銭債権	2,138	2,121	△16
(3)商品有価証券	—	—	—
売買目的有価証券	—	—	—
(4)有価証券	90,911	89,432	△1,479
満期保有目的の債券	7,847	6,367	△1,479
その他有価証券（※3）	83,064	83,064	—
(5)貸出金（※1）	399,185	392,408	△6,777
(引当金控除前)	(401,241)		
貸倒引当金（※2）	△2,055		
金 融 資 産 計	602,131	593,641	△8,489
(1)預金積金（※1）	584,882	583,937	△944
(2)借入金（※1）	19,000	18,916	△83
金 融 負 債 計	603,882	602,854	△1,028

- (※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※3) その他有価証券とは、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については23.から25.に記載しております。

(4)貸出金

貸出金は、以下の(i)～(iii)の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(i)破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。）

(ii)(i)以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

(iii)(i)以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2)借入金

固定金利によるもので、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	45
組合出資金（※2）	84
合 計	129

(※1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に委ね、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（※1）	52,000	43,000	—	—
買入金銭債権	1,413	724	—	—
有価証券	8,785	18,105	25,200	32,532
満期保有目的の債券	120	482	1,903	5,152
その他有価証券のうち満期があるもの	8,664	17,622	23,297	27,379
貸出金（※2）	49,484	140,200	97,829	91,311
合 計	111,683	202,029	123,030	123,844

(※1) 預け金のうち要求払預金は含めておりません。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※3）	289,482	15,373	—	182
借入金	17,600	800	600	—
合 計	307,082	16,173	600	182

(※3) 預金積金のうち、要求払預金、期流れ分等、期間の定めがないものは含めておりません。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1)売買目的有価証券 該当ありません

(2)満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	5,867	4,597	△1,270
	社 債	1,979	1,770	△209
	そ の 他	—	—	—
	小 計	7,847	6,367	△1,479
合 計		7,847	6,367	△1,479

(3)その他有価証券 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	287	168	119
	債 券	5	5	0
	国 債	5	5	0
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	3,996	3,932	64
	小 計	4,289	4,106	183
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	65,600	76,100	△10,500
	国 債	29,305	36,884	△7,578
	地 方 債	9,099	10,605	△1,505
	社 債	27,194	28,611	△1,416
	そ の 他	13,174	13,932	△758
	小 計	78,774	90,033	△11,259
	合 計	83,064	94,139	△11,075

24. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 該当ありません

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	310	52	—
債 券	1,643	—	401
国 債	1,643	—	401
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	318	117	—
合 計	2,272	169	401

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、52,074百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが23,286百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（1年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注1）	609百万円
貸倒引当金	231
偶発損失引当金	36
賞与引当金	23
固定資産減損処理額	25
未収利息不計上額	33
役員退職慰労引当金	36
減価償却額	23
有価証券評価差損	3,211
その他	51
繰延税金資産小計	4,283
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,393
評価性引当額小計	△3,393
繰延税金資産合計	890
繰延税金負債	
資産除去債務	0
前払年金費用	78
繰延税金負債合計	79
繰延税金資産（負債）の純額	810百万円

(注1) 税務上の欠損金額及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（令和8年3月31日） (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※1）	—	—	—	—	—	609	609
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	609	609（※2）

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金609百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産609百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得が見込まれることから全部を回収可能と判断しております。

財務諸表

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日)	2025年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日)
経 常 収 益	6,230	7,246
資 金 運 用 収 益	5,354	6,340
貸 出 金 利 息	4,474	5,103
預 け 金 利 息	239	546
有価証券利息配当金	584	620
その他の受入利息	55	69
役務取引等収益	620	607
受入為替手数料	298	291
その他の役務収益	322	316
その他業務収益	1	4
外国為替売買益	0	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	1	4
その他経常収益	254	293
貸倒引当金戻入益	—	70
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	199	169
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	55	53
経 常 費 用	5,265	6,245
資 金 調 達 費 用	518	1,574
預 金 利 息	510	1,550
給付補填備金繰入額	2	12
譲渡性預金利息	—	—
借 用 金 利 息	4	11
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	381	377
支払為替手数料	71	69
その他の役務費用	309	307
その他業務費用	256	403
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	253	401
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	3	2
経 費	3,608	3,464
人 件 費	1,723	1,599
物 件 費	1,708	1,686
税 金	175	178
その他経常費用	500	424
貸倒引当金繰入額	363	—
(うち個別貸倒引当金繰入額)	(2,505)	(—)
貸 出 金 償 却	4	13
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	133	411
経 常 利 益	965	1,001
特 別 利 益	2	0
固定資産処分益	2	0
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	0	0
固定資産処分損	0	0
減 損 損 失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	967	1,002
法人税、住民税及び事業税	250	11
法人税等調整額	△ 174	144
当 期 純 利 益	891	846
繰越金(当期末残高)	940	984
当期末処分剰余金	1,832	1,830

損益計算書の注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 17円59銭
- 「その他の経常費用」には、信用保証協会の責任共有制度に係る負担金 125,795千円を含んでおります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
国内為替業務	送金、代金取立等の国内為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）	これらの取引の履行義務は、通常の、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に係る受入手数料	なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	2024年度	2025年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,832	1,830
繰越金(当期首残高)	940	984
当 期 純 利 益	891	846
計	1,832	1,830
剰 余 金 処 分 額	848	847
利 益 準 備 金	—	—
普通出資に対する配当金	48	47
特 別 積 立 金	800	800
(うち顧客利便性向上等積立金)	—	—
(うち経営基盤強化積立金)	—	—
繰越金(当期末残高)	984	982

剰余金処分

当期純利益846百万円と繰越金(当期首残高) 984百万円の合計1,830百万円を次のように処分しました。

- 出資に対する配当金47百万円(配当率2%)。(普通配当2%)
- 特別積立金800百万円

その結果、繰越金(当期末残高)は982百万円となっております。

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性を確認しております。

2026年6月11日
都都信用金庫
理事長 星 倫市

預金業務の状況

■ 預金積金科目別期末残高

(単位：百万円)

	2025年3月31日		2026年3月31日	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
当座預金	9,090	1.4	8,898	1.5
普通預金	262,074	42.9	255,232	43.6
貯蓄預金	1,052	0.1	931	0.1
通知預金	9,775	1.6	8,037	1.3
別段・納税準備預金	4,066	0.6	3,745	0.6
定期預金	303,749	49.8	291,651	49.8
固定金利定期預金	303,679	49.7	291,554	49.8
変動金利定期預金	70	0.0	97	0.0
定期積金	20,022	3.2	16,385	2.8
その他預金	—	—	—	—
合 計	609,830	100.0	584,882	100.0
会 員 預 金	197,947	32.4	196,071	33.5
会 員 外 預 金	411,882	67.5	388,810	66.4

■ 預金者別預金残高

(単位：百万円)

	2025年3月31日		2026年3月31日	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
法人預金	200,220	32.8	181,769	31.0
公 金	64,187	10.5	60,902	10.4
金融機関	3,434	0.5	2,948	0.5
一般法人	132,599	21.7	117,919	20.1
個人預金	409,609	67.1	403,112	68.9
合 計	609,830	100.0	584,882	100.0

■ 預金・譲渡性預金科目別平均残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
流動性預金	257,841	256,726
有利息預金	231,246	231,751
定期性預金	342,654	339,605
固定金利定期預金	320,375	322,218
変動金利定期預金	49	90
その他の預金	1,728	1,801
小 計	602,224	598,132
譲渡性預金	—	—
合 計	602,224	598,132

■ 役職員一人当り預金・貸出金残高

(単位：百万円)

	2025年3月31日	2026年3月31日
預金残高	2,759	2,825
増 減 率	4.6%	2.3%
貸出金残高	1,777	1,938
増 減 率	14.5%	9.0%

■ 一店舗当り預金・貸出金残高

(単位：百万円)

	2025年3月31日	2026年3月31日
預金残高	23,455	22,495
貸出金残高	15,109	15,432

為替業務の状況

■ 内国為替取扱高

(単位：件・百万円)

		2024年度		2025年度	
		件数	金額	件数	金額
為 替	仕 向 為 替	720,090	520,891	693,376	492,794
	被 仕 向 為 替	995,952	578,074	980,611	603,026
代 金 取 立	仕 向 為 替	2,386	3,668	1,664	2,521
	被 仕 向 為 替	4	203	2	100

貸出業務の状況

■ 貸出金科目別期末残高

(単位：百万円)

	2025年3月31日		2026年3月31日	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
割引手形	297	0.0	234	0.0
手形貸付	14,921	3.7	8,923	2.2
証書貸付	356,148	90.6	372,503	92.8
当座貸越	21,487	5.4	19,578	4.8
合 計	392,855	100.0	401,241	100.0

■ 貸出金科目別平均残高

(単位：百万円)

	2024年度		2025年度	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
割引手形	358	0.0	269	0.0
手形貸付	7,975	2.1	7,731	2.0
証書貸付	340,081	91.9	358,519	93.0
当座貸越	21,514	5.8	18,887	4.9
合 計	369,929	100.0	385,408	100.0

貸出業務の状況

貸出金金利別残高

(単位：百万円)

	2025年3月31日	2026年3月31日
貸出金	392,855	401,241
変動金利	175,709	173,147
固定金利	217,146	228,094

業種別・会員・会員外別貸出金残高

(単位：百万円)

業種	2025年3月31日		2026年3月31日	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
製造業	4,764	1.2	3,977	0.9
農業、林業	2,414	0.6	61	0.0
漁業	168	0.0	110	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	54	0.0	84	0.0
建設業	25,804	6.5	24,781	6.1
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情報通信業	514	0.1	474	0.1
運輸業、郵便業	2,907	0.7	2,894	0.7
卸売業、小売業	13,931	3.5	13,561	3.3
金融業、保険業	14,749	3.7	13,613	3.3
不動産業	106,871	27.2	109,094	27.1
物品賃貸業	1,004	0.2	969	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	348	0.0	328	0.0
宿泊業	1,710	0.4	1,742	0.4
飲食業	4,469	1.1	4,149	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	1,912	0.4	1,567	0.3
教育、学習支援業	1,466	0.3	1,354	0.3
医療、福祉	4,831	1.2	4,572	1.1
その他のサービス	14,035	3.5	12,920	3.2
小計	201,962	51.4	196,258	48.9
地方公共団体	142,433	36.2	157,555	39.2
個人(住宅・消費・納税資金等)	48,459	12.3	47,426	11.8
合計	392,855	100.0	401,241	100.0
会員外貸出	166,916	42.4	180,708	45.0
会員貸出	225,939	57.5	220,533	54.9

※業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

消費資金残高

(単位：件・百万円)

	2025年3月31日		2026年3月31日	
	件数	金額	件数	金額
消費資金残高	21,851	19,472	20,714	18,882
消費者ローン残高	20,630	18,289	19,522	17,743

住宅資金残高

(単位：件・百万円)

	2025年3月31日		2026年3月31日	
	件数	金額	件数	金額
住宅資金残高	2,075	27,919	2,009	27,622
住宅ローン残高	1,899	27,074	1,864	26,603

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期繰入額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	2,743	601	－	2,743	601
	2025年度	601	457	－	601	457
個別貸倒引当金	2024年度	2,239	4,466	279	1,960	4,466
	2025年度	4,466	1,601	2,938	1,527	1,601
合 計	2024年度	4,983	5,067	279	4,703	5,067
	2025年度	5,067	2,059	2,938	2,129	2,059

※当金庫では、自己資本比率算定にあたり偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

13ページに掲載しております。

特定海外債権残高

該当ございません。

貸出金使途別内訳

(単位：百万円)

	2025年3月31日		2026年3月31日	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
設備資金	162,207	41.2	159,197	39.6
運転資金	230,648	58.7	242,043	60.3
合計	392,855	100.0	401,241	100.0

貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

	2025年3月31日	2026年3月31日
当金庫預金積金	1,360	1,182
有価証券	—	—
動産	23	13
不動産	131,008	131,707
その他	—	—
小計	132,392	132,903
信用保証協会・信用保険	44,069	42,854
保証証	23,367	23,219
信用	193,026	202,263
合計	392,855	401,241

債務保証見返額担保別内訳

(単位：百万円)

	2025年3月31日	2026年3月31日
当金庫預金積金	48	38
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	2,009	1,865
その他	—	—
小計	2,057	1,904
信用保証協会・信用保険	22	19
保証証	0	0
信用	566	481
合計	2,646	2,406

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

	2025年3月31日	2026年3月31日
信金中央金庫	2,298	2,010
日本政策金融公庫	180	169
独)環境再生保全機構	—	—
独)住宅金融支援機構	3,554	3,217
独)福祉医療機構	120	105
独)中小企業基盤整備機構	60	83
合計	6,215	5,587

貸出金償却額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
貸出金償却額	4	13

有価証券に関する状況

有価証券期末残高

(単位：百万円)

		2025年3月31日		2026年3月31日	
		残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
国	債	32,352	33.6	29,311	32.1
地 方	債	15,887	16.5	14,967	16.4
社	債	30,409	31.6	29,173	32.0
株	式	384	0.4	333	0.3
外 国	証 券	14,382	14.9	14,802	16.2
そ の 他	の 証 券	2,757	2.8	2,452	2.6
合	計	96,175	100.0	91,041	100.0

有価証券平均残高

(単位：百万円)

		2024年度		2025年度	
		残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
国	債	38,256	36.4	37,292	35.8
地 方	債	17,288	16.4	16,801	16.1
社	債	30,766	29.3	31,363	30.1
株	式	448	0.4	434	0.4
外 国	証 券	15,197	14.4	15,198	14.6
そ の 他	の 証 券	2,971	2.8	2,837	2.7
合	計	104,928	100.0	103,928	100.0

商品有価証券期末残高・平均残高

該当ございません。

有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

	2024年度								2025年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	688	3,179	3,907	24,577	—	32,352	5	290	1,711	3,798	4,730	18,775	—	29,311
地 方 債	151	170	102	507	6,056	8,899	—	15,887	152	116	4	2,323	5,328	7,042	—	14,967
社 債	1,235	13,106	6,348	2,356	3,088	4,274	—	30,409	8,355	7,434	5,086	3,433	2,353	2,509	—	29,173
株 式	—	—	—	—	—	—	384	384	—	—	—	—	—	—	333	333
外国証券	—	—	—	—	—	—	14,382	14,382	—	—	—	—	—	—	14,802	14,802
その他の証券	—	—	1,694	80	—	—	983	2,757	—	—	1,751	—	—	—	700	2,452
合 計	1,386	13,277	8,833	6,122	13,053	37,751	15,750	96,175	8,513	7,842	8,554	9,554	12,412	28,326	15,836	91,041

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	6,008	5,124	△ 884	5,867	4,597	△ 1,270
	社 債	2,143	2,047	△ 96	1,979	1,770	△ 209
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	8,152	7,171	△ 980	7,847	6,367	△ 1,479
合 計		8,152	7,171	△ 980	7,847	6,367	△ 1,479

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含まれておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	337	268	69	287	168	119
	債 券	30	29	0	5	5	0
	国 債	—	—	—	5	5	0
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	30	29	0	—	—	—
	そ の 他	983	866	116	3,996	3,932	64
小 計		1,350	1,164	185	4,289	4,106	183
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	70,467	78,378	△ 7,910	65,600	76,100	△ 10,500
	国 債	32,352	38,097	△ 5,744	29,305	36,884	△ 7,578
	地 方 債	9,878	10,951	△ 1,072	9,099	10,605	△ 1,505
	社 債	28,236	29,329	△ 1,092	27,194	28,611	△ 1,416
	そ の 他	16,077	17,199	△ 1,122	13,174	13,932	△ 758
小 計		86,545	95,577	△ 9,032	78,774	90,033	△ 11,259
合 計		87,895	96,742	△ 8,846	83,064	94,139	△ 11,075

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含まれておりません。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	47	45
組 合 出 資 金	80	84
合 計	127	129

(注) 組合出資金には、匿名組合出資金及び投資事業有限責任組合出資金を計上しております。

■ 金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

3. その他の金銭の信託

該当ございません。

■ デリバティブ取引時価情報

該当ございません。

■ 公共債引受額

(単位：百万円)

科 目	2024年度	2025年度
国 債	—	—
(窓 販 実 績)	(1,210)	(2,261)
地 方 債	155	155
(窓 販 実 績)	(150)	(155)
政 府 保 証 債	—	—
合 計	155	155

(注) 窓販実績には個人向け国債及び新窓販国債の応募金額を含んでおります。

損益の状況

■ 資金運用収支の状況及び業務粗利益及び粗利益率 (単位：百万円)

	2024年度	2025年度
資金運用収支	4,835	4,766
資金運用収益	5,354	6,340
資金調達費用	518	1,574
役務取引等収支	239	230
役務取引等収益	620	607
役務取引等費用	381	377
その他の業務収支	△ 255	△ 399
その他業務収益	1	4
その他業務費用	256	403
業務粗利益	4,819	4,597
業務粗利益率 (%)	0.77	0.74

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（2024年度－千円、2025年度－千円）を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 業務純益 (単位：百万円)

	2024年度	2025年度
業務純益	3,393	1,153
実質業務純益	1,251	1,153
コア業務純益	1,505	1,554
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,505	1,554

(注) 「実質業務純益」「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和元年9月13日）による改正を受け、2019年度より開示しております。

1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）

2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■ その他業務収支の内訳 (単位：百万円)

	2024年度	2025年度
その他業務収益	1	4
外国為替売買益	0	－
国債等債券売却益	－	－
国債等債券償還益	－	－
その他の業務収益	1	4
その他業務費用	256	403
外国為替売買損	－	－
国債等債券売却損	253	401
国債等債券償還損	－	－
国債等債券償却	－	－
その他の業務費用	3	2
その他業務利益	△ 255	△ 399

■ 役務取引等収支の内訳 (単位：百万円)

	2024年度	2025年度
役務取引等収益	620	607
受入為替手数料	298	291
その他の受入手数料	322	316
役務取引等費用	381	377
支払為替手数料	71	69
その他の支払手数料	15	16
その他の役務取引等費用	293	290

■ 経費の内訳 (単位：百万円)

	2024年度	2025年度
人件費	1,723	1,599
報酬給料手当	1,379	1,303
退職給付費用	112	98
その他	231	198
物件費	1,708	1,686
事務費	661	669
旅費・交通費	1	4
通信費	50	53
事務機械賃借料	12	7
事務委託費	456	462
固定資産費	230	250
土地建物賃借料	34	33
保全管理費	169	188
事業費	381	368
広告宣伝費	310	297
交際費・寄贈費・諸会費	44	48
人事厚生費	25	28
減価償却費	324	282
預金保険料	86	86
税金	175	178
合計	3,608	3,464

資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

	2024年度			2025年度		
	平均残高	利息	利回り (%)	平均残高	利息	利回り (%)
資金運用勘定	619,036	5,354	0.86	614,375	6,340	1.03
うち貸出金	369,929	4,474	1.20	385,408	5,103	1.32
うち預け金	139,316	239	0.17	120,219	546	0.45
うち有価証券	104,928	584	0.55	103,928	620	0.59
資金調達勘定	604,140	518	0.08	600,689	1,574	0.26
うち預金積金	602,224	513	0.08	598,132	1,562	0.26
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1,915	4	0.26	2,556	11	0.45

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(2024年度356百万円、2025年度353百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取・支払利息の増減

(単位：百万円)

	2024年度			2025年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	210	108	318	154	832	986
うち貸出金	213	△ 26	187	192	437	629
うち預け金	△ 19	121	102	△ 32	339	306
うち有価証券	10	13	24	△ 5	41	36
支払利息	△ 0	444	443	△ 1	1,057	1,055
うち預金積金	△ 0	444	443	△ 3	1,052	1,048
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 0	△ 0	△ 0	2	4	6

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

最近5事業年度の主要な経営指標の推移

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益 (百万円)	5,738	5,500	5,677	6,230	7,246
経常利益 (百万円)	851	554	868	965	1,001
当期純利益 (百万円)	583	427	620	891	846
出資総額 (百万円)	2,631	2,585	2,540	2,440	2,393
出資総口数 (千口)	52,635	51,714	50,801	48,819	47,867
純資産額 (百万円)	21,975	20,363	19,857	16,329	14,555
総資産額 (百万円)	654,039	669,745	659,243	632,357	622,801
預金積金残高 (百万円)	614,913	642,575	632,745	609,830	584,882
貸出金残高 (百万円)	335,014	352,088	372,502	392,855	401,241
有価証券残高 (百万円)	85,812	97,130	98,639	96,175	91,041
単体自己資本比率 (%)	10.01	10.07	10.25	10.25	12.18
出資に対する配当金 (出資1口当たり) (円)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
役員数 (人)	13	11	10	10	10
うち常勤役員数 (人)	9	7	6	6	6
職員数 (人)	240	246	234	215	201
会員数 (人)	41,350	40,018	38,665	37,070	36,162

(注) 自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

経営指標

利益率

(単位：%)

	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.15	0.16
総資産当期純利益率	0.14	0.13

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

預証率

(単位：%)

	2024年度	2025年度
期末預証率	15.77	15.56
期中平均預証率	17.42	17.37

(注) 1. 預証率＝ $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利鞘

(単位：%)

	2024年度	2025年度
資金運用利回	0.86	1.03
資金調達原価率	0.67	0.83
総資金利鞘	0.19	0.20

預貸率

(単位：%)

	2024年度	2025年度
期末預貸率	64.42	68.60
期中平均預貸率	61.42	64.43

(注) 1. 預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

自己資本の充実の状況（自己資本比率規制の第3の柱に基づく情報開示）

事業年度の開示事項

■（1）自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円・％）

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	24,383	25,125
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,440	2,393
うち、利益剰余金の額	22,014	22,812
うち、外部流出予定額（△）	48	47
うち、上記以外に該当するものの額	△ 23	△ 32
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	696	584
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	696	584
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	25,080	25,709
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	63	55
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	63	55
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	609
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	159	193
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	222	858
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	24,857	24,851
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	206,942	195,674
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,231	8,345
フロア調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	215,173	204,019
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	11.55 %	12.18 %

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	206,942	8,277	195,674	7,826
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	199,192	7,967	187,578	7,503
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	524	20	467	18
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	26,045	1,041	22,946	917
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	920	36	920	36
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	42,982	1,719	37,746	1,509
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	24,081	963	20,295	811
トランザクター向け	1,567	62	1,454	58
不動産関連連向け	83,567	3,342	87,640	3,505
自己居住用不動産等向け	9,450	378	10,768	430
賃貸用不動産向け	65,224	2,608	68,437	2,737
事業用不動産関連連向け	7,162	286	6,915	276
その他の不動産関連連向け	—	—	—	—
A D C 向け	1,730	69	1,520	60
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け	5,506	220	3,885	155
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	629	25	512	20
取立未済手形	21	0	25	1
信用保証協会等による保証付	1,664	66	1,739	69
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	395	15	388	15
上記以外	13,774	550	11,929	477
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のもに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,695	147	3,696	147
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,350	94	500	20
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	7,732	309
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
短期 STC 要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,722	308	8,068	322
ルック・スルー方式	7,722	308	8,068	322
マシナリー方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (2 5 0 %)	—	—	—	—
蓋然性方式 (4 0 0 %)	—	—	—	—
フールパツク方式 (1 2 5 0 %)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	27	1	27	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,231	329	8,345	333
B I	5,487		5,563	
B I C	658		667	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	215,173	8,606	204,019	8,160

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

5. 当金庫は、標準的計測手法かつ ILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

6. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

【自己資本調達手段・自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

当金庫の自己資本は、会員の皆さまを出資者とする普通出資金と、毎年の利益から積み立てている内部留保（積立金など）と、一般貸倒引当金等から構成されています。

2026年3月期における当金庫の自己資本額は248億円、自己資本比率は12.18%で、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

今後とも、より多くのお客さまにお取り引きいただきますとともに、単年度及び中期的な収支計画に基づく業務運営により、適正な期間収益をあげ、内部留保することで、自己資本の充実を図ってまいりたいと考えております。

■（3）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		その他			
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国	内	632,800	621,929	401,148	408,950	86,560	83,953	－	－	145,090	129,025	12,313	7,851
国	外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地 域 別 合 計		632,800	621,929	401,148	408,950	86,560	83,953	－	－	145,090	129,025	12,313	7,851
製 造 業		10,270	8,965	4,970	4,165	5,299	4,799	－	－	－	－	594	601
農 業、林 業		2,491	110	2,491	110	－	－	－	－	－	－	2,344	0
漁 業		173	123	173	123	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱 業、採石業、 砂 利 採 取 業		59	84	59	84	－	－	－	－	－	－	2	1
建 設 業		28,970	27,941	27,870	26,841	1,100	1,100	－	－	－	－	2,273	1,771
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業		9,407	9,005	0	0	9,307	9,005	－	－	99	－	－	－
情 報 通 信 業		1,580	1,420	519	475	600	600	－	－	461	344	6	4
運 輸 業、郵 便 業		5,724	5,666	3,007	3,001	2,545	2,493	－	－	170	170	605	522
卸 売 業、小 売 業		15,344	14,842	14,744	14,242	600	600	－	－	－	－	979	713
金 融 業、保 険 業		146,493	130,295	15,018	13,892	6,545	6,745	－	－	124,929	109,657	－	－
不 動 産 業		116,125	117,662	111,250	112,950	4,842	4,679	－	－	32	32	1,115	1,007
物 品 賃 貸 業		1,021	1,114	1,021	1,114	－	－	－	－	－	－	45	40
学術研究、専門・ 技術サービス業		392	375	392	375	－	－	－	－	－	－	65	26
宿 泊 業		1,719	1,828	1,719	1,828	－	－	－	－	－	－	26	26
飲 食 業		5,004	4,671	5,004	4,671	－	－	－	－	－	－	549	544
生活関連サービス業、 娯 楽 業		2,563	2,135	2,563	2,134	－	－	－	－	0	0	275	138
教育、学習支援業		1,606	1,457	1,606	1,457	－	－	－	－	－	－	112	68
医 療、福 祉		5,459	5,127	5,459	5,127	－	－	－	－	－	－	587	430
その他のサービス		15,980	14,793	15,976	14,791	－	－	－	－	3	2	1,562	997
国・地方公共団体等		202,813	216,176	142,496	157,649	55,306	53,517	－	－	5,009	5,009	－	－
個 人		44,776	43,888	44,776	43,888	－	－	－	－	－	－	1,166	1,013
そ の 他		14,821	14,242	26	22	411	411	－	－	14,383	13,807	－	－
業 種 別 合 計		632,800	621,929	401,148	408,950	86,560	83,953	－	－	145,090	129,025	12,313	7,851
1 年 以 下		126,838	111,120	43,280	39,366	1,399	8,544	－	－	82,158	63,209	－	－
1 年 超 3 年 以 下		92,568	92,949	40,210	44,403	13,441	8,006	－	－	38,916	40,539	－	－
3 年 超 5 年 以 下		48,977	60,538	40,294	50,048	7,346	7,130	－	－	1,336	3,359	－	－
5 年 超 7 年 以 下		43,951	37,384	37,542	26,830	6,408	10,554	－	－	80	－	－	－
7 年 超 10 年 以 下		75,560	87,956	61,394	73,647	14,085	14,308	－	－	－	－	－	－
10 年 超		221,468	209,307	177,589	173,897	43,879	35,409	－	－	－	－	－	－
期間の定めのないもの		23,434	22,673	835	755	－	－	－	－	22,598	21,917	－	－
残 存 期 間 別 合 計		632,800	621,929	401,148	408,950	86,560	83,953	－	－	145,090	129,025	－	－

（注）1. オフ・バランス取引には、デリバティブ取引は含まれておりません。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーのことです。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

① 【リスク管理の方針及び手続きの概要】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、信用リスク管理方針に基づき「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスクに関する基本認識及び管理体制等を明確にし、また、融資事務取扱規程には与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を定め、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底に取り組んでおります。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しておりますが、SDBの活用等による信用リスクの計量化に向けた体制整備を進めております。また、与信ポートフォリオ管理として同一業種・同一取引先等に対する与信集中の回避にも注力し、特に大口与信先については中間管理の徹底を図っております。

信用リスクの管理状況につきましては、定期的にリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

② 【リスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者】

信用格付業者は以下の5社を採用しております。なお、エクスポージャーの種類毎に信用格付業者の使い分けは行っておりません。

○株式会社格付投資情報センター（R&I）

○株式会社日本格付研究所（JCR）

○ムーディーズ・ジャパン株式会社

○ムーディーズSFジャパン株式会社

○S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※本開示は、41ページを参照願います。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中増減額		2024年度	2025年度
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度		
製 造 業	79	41	24	△ 38	—	—
農 業 、 林 業	2,184	0	2,206	△ 2,183	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	0	0	0	△ 0	—	—
建 設 業	616	572	138	△ 43	—	—
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	0	2	0	1	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	86	49	7	△ 36	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	274	174	16	△ 99	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	△ 5	—	—	—
不 動 産 業	10	21	△ 14	11	—	—
物 品 賃 貸 業	0	0	0	0	—	—
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サービス業	8	3	△ 0	△ 5	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	193	187	△ 4	△ 5	—	—
生 活 関 連 サービス業、娯楽業	8	8	4	△ 0	—	0
教 育 、 学 習 支 援 業	27	28	△ 2	1	—	—
医 療 、 福 祉	325	159	0	△ 166	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	338	89	△ 67	△ 249	—	0
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—
個 人	310	261	△ 54	△ 49	4	13
合 計	4,466	1,601	2,226	△ 2,864	4	13

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

ニ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024年度						2025年度					
現 金	5,527	－	5,527	－	－	0%	5,665	－	5,665	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	43,660	－	43,660	－	－	0%	42,305	－	42,305	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	159,456	0	159,456	－	－	0%	174,122	0	174,122	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国 際 開 発 銀 行 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	5,843	－	5,843	－	524	9%	5,279	－	5,279	－	467	9%
地 方 三 公 社 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	136,055	－	136,055	－	26,045	19%	120,483	－	120,483	－	22,946	19%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,503	－	4,503	－	920	20%	4,503	－	4,503	－	920	20%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	64,155	6,879	61,962	2,470	42,982	67%	58,142	5,820	56,083	1,936	37,746	65%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	36,288	48,109	33,915	4,528	24,081	63%	32,155	44,785	29,957	4,614	20,295	59%
トラザクター向け	－	39,828	－	3,618	1,567	43%	－	37,158	－	3,369	1,454	43%
不動産関連向け	122,863	303	121,766	303	83,567	68%	132,392	235	131,166	235	87,640	67%
自己居住用不動産等向け	23,069	－	22,841	－	9,450	41%	26,310	－	26,055	－	10,768	41%
賃貸用不動産向け	90,839	291	90,123	291	65,224	72%	97,346	224	96,592	224	68,437	71%
事業用不動産関連向け	7,790	12	7,647	12	7,162	94%	7,692	11	7,505	11	6,915	92%
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
A D C 向 け	1,164	－	1,153	－	1,730	150%	1,044	－	1,013	－	1,520	150%
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,128	685	4,098	176	5,506	129%	2,800	525	2,763	52	3,885	138%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	772	－	772	－	629	82%	610	－	610	－	512	84%
取立未済手形	106	－	106	－	21	20%	125	－	125	－	25	20%
信用保証協会等による保証付	29,548	209	29,548	20	1,664	6%	27,657	151	27,657	15	1,739	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株 式 等	395	－	395	－	395	100%	298	－	298	－	388	130%
合 計					185,417						175,648	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛掛(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	2024年度															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	5,527	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	43,660	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	159,456	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	600	5,243	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,003	3,700	—	122,481	—	3,779	—	—	—	—	—	—	90	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	4,303	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	13,106	—	—	—	—	—	—	—	—	12,100	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,618	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,618	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	4,292	1,745	17,231	—	5,347	—	2,359	428	14,278	2,291	367	8,263	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	4,292	1,745	4,056	—	—	—	2,359	—	—	2,291	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	13,174	—	5,347	—	—	428	14,278	—	367	8,263	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	538	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	106	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	12,924	16,644	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	228,172	25,589	—	139,986	1,745	21,010	—	5,347	—	2,359	428	17,897	15,020	367	8,263	—

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	2024年度																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計	
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,527	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43,660	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	159,456	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,843	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	136,055	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,503	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	30,717	—	—	8,508	—	—	—	—	—	—	—	—	64,432	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	29,607	—	—	—	—	5,218	—	—	—	—	—	—	—	—	38,444	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,618	
不動産関連向け	10,974	11,678	—	—	1,968	—	—	36,585	2,029	43	—	2,185	—	—	—	122,070	
自己居住用不動産等向け	8,075	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,841	
賃貸用不動産向け	—	11,657	—	—	—	—	—	36,585	—	—	—	311	—	—	—	90,414	
事業用不動産関連向け	2,898	—	—	—	1,968	—	—	—	2,029	43	—	720	—	—	—	7,660	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,153	—	—	—	1,153	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	—	—	607	—	—	—	—	3,129	—	—	—	4,275	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	772	—	—	—	—	—	—	—	—	772	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	106	
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29,569	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	395	—	—	395	
合計	10,974	41,285	—	30,717	1,968	—	15,106	36,585	2,029	43	—	5,314	395	—	—	610,609	

(単位：百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
		2025年度															
		0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	5,665	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	42,305	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	174,122	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	600	4,679	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,002	3,101	—	107,953	—	3,335	—	—	—	—	—	—	90	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	4,303	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	13,525	—	—	—	—	—	—	—	—	10,800	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	5	—	8,613	—	—	—	—	—	—	—	3,123	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	245	—	—	—	—	—	—	—	3,123	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	28	—	7,561	1,516	18,960	1	7,890	—	2,515	240	13,518	1,840	389	10,586	—	—
自己居住用不動産等向け	—	15	—	7,561	1,516	4,688	1	—	—	2,515	—	—	1,840	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	12	—	—	—	14,271	—	7,890	—	—	240	13,518	—	389	10,586	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他の資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産向けを除く。)	—	—	—	54	—	—	—	—	—	—	—	—	112	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	1	—	121	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	125	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	10,275	17,396	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	238,972	25,211	—	137,955	1,516	22,296	1	7,890	—	2,515	240	16,641	12,842	389	10,586		

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	2025年度																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計	
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,665	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42,305	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	174,122	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,279	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	120,483	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,503	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	27,016	—	—	6,676	—	—	—	—	—	—	—	—	58,019	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	22,652	—	—	—	—	177	—	—	—	—	—	—	—	—	34,572	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,369	
不動産関連向け	11,085	12,705	—	—	1,758	—	—	37,133	1,895	—	—	1,776	—	—	—	131,402	
自己居住用不動産等向け	7,901	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26,055	
賃貸用不動産向け	—	12,689	—	—	—	—	—	37,133	—	—	—	83	—	—	—	96,816	
事業用不動産関連向け	3,184	—	—	—	1,758	—	—	—	1,895	—	—	679	—	—	—	7,516	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,013	—	—	—	1,013	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	310	—	—	—	—	2,339	—	—	—	2,815	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	488	—	—	—	—	—	—	—	—	610	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	125	
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27,672	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	298	—	—	298	
合計	11,085	35,357	—	27,016	1,758	—	7,653	37,133	1,895	—	—	4,115	298	—	—	603,374	

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	2024年度				2025年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値(%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値(%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40% 未満	432,497	3,810	13%	432,558	433,919	3,673	13%	433,844
40%～70%	50,162	37,684	10%	53,322	51,477	34,909	10%	54,300
75%	36,603	7,243	14%	35,284	36,308	6,605	18%	35,357
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	29,534	4,817	46%	30,245	26,594	4,459	39%	27,016
90%～100%	15,508	2,233	13%	14,878	10,091	1,558	13%	9,411
105%～130%	38,821	51	100%	38,658	39,189	—	—	39,028
150%	5,279	348	10%	5,266	4,161	311	10%	4,115
250%	395	—	—	395	298	—	—	298
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	608,802	56,188	14%	610,609	602,040	51,519	14%	603,374

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで、

■ (4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,958	1,823	11,655	12,019	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
2. 「貸出金と自金庫預金の相殺」により信用リスクを削減した額は含めておりません。

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

当金庫では、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から与信審査を行っており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けと認識し、担保・保証に過度に依存しない与信審査の取組みに徹しております。

なお、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い、及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、この場合においても当金庫が定める「信用金庫取引約定書」等により適切に取り扱っております。

信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として独立行政法人住宅金融支援機構、一般社団法人しんきん保証基金が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人住宅金融支援機構は政府関係機関保証と同様、一般社団法人しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■ (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は該当ございません。

■ (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は該当ございません。

■ (7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	952	952	617	617
非上場株式等	2,770	2,768	2,773	2,771
合 計	3,723	3,721	3,390	3,388

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上場株式等には、「上場株式」、「株式関連投資信託」、「上場優先出資証券」が含まれております。
3. 非上場株式等には、「時価のない株式」「その他資産勘定等に出資として計上されている非上場の出資」が含まれており、貸借対照表計上額は取得原価で表示しております。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
売 却 益	199	169
売 却 損	—	—
償 却	—	—

ハ、貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	150	115

二、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	△ 2	△ 2

【出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続きの概要について】

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、その他資産勘定に計上している出資、上場優先出資証券、株式関連投資信託が該当します。

このうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠の遵守状況を、定期的にリスク管理委員会及び常勤理事会等へ報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、有価証券に係る投資方針及び余資運用基準の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。

なお、取引にあたっては、当金庫が定める「市場リスク管理規程」や「余資運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式及びその他資産勘定に計上している出資に関しては、個別取引毎に信用リスク、流動性リスクを勘案のうえ方針を決定しており、適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■ (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	17,732	17,531
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(注) 1. ルックスルー方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げる方式であります。

2. マンドート方式とは、ファンドの運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式であります。

3. 蓋然性方式とは、ファンドの組入資産の加重平均リスク・ウェイトが250%又は400%を下回る蓋然性が高いことを疎明できる場合に、250%又は400%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。

4. フォールバック方式とは、ファンド向け出資のエクスポージャーに対してリスク・ウェイト1250%を適用する方式であります。

■ (9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① 【リスク管理の方針及び手続きの概要】

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであります。

当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク(法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク)の各リスクを含む幅広いリスクと捉え、「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」を踏まえ、組織体制や管理方法に関する規程をそれぞれのリスクについて定め、リスクを認識し評価するとともに、リスク顕在化の未然防止、及び発生時の影響度の極小化に努めております。

事務リスクについては、「事務取扱要領」を整備し、これに基づく事務を励行することはもちろん、事務指導や研修体制の強化や牽制機能としての事務検証等にも取り組み、事務水準の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、システム監査等の実施により安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについても、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには金融商品販売における説明態勢の整備など、顧客保護の観点に基づいた管理態勢の整備に努めております。

なお、これらのオペレーショナル・リスクに関しては、リスク管理委員会において定期的に協議・検討が行われるとともに、必要に応じて理事会・常勤理事会に報告されております。

② 【オペレーショナル・リスク相当額の計測手法】

標準的計測手法

$$\text{オペレーショナル・リスク相当額} = \text{BIC(事業規模要素)} \times \text{ILM(内部損失乗数)}$$

※BIC(事業規模要素) = BI(事業規模指標) × 12% (BIが千億円以下の場合12%)

③ 【BIの算出方法】

当金庫は自己資本比率告示第305条第1項に基づき、BIをILDC(金利要素)、SC(役務要素)、FC(金融商品要素)の合計額として算出しております。

④ 【ILMの算出方法】

当金庫は自己資本比率告示第306条第1項第3号に基づき、ILMの値に「1」を用いております。

⑤ 【オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無】

当金庫は該当ございません。

⑥ 【オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無】

当金庫は該当ございません。

(10) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	12,588	13,535	565	526
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	0	0	△ 565	△ 526
3	ス テ ィ ー プ 化	10,052	10,746		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	12,588	13,535	565	526
		ホ		ヘ	
		2025年度末		2024年度末	
8	自 己 資 本 の 額	24,851		24,857	

① 【リスク管理の方針及び手続きの概要について】

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、「統合的リスク管理規程」に基づき、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に計測し、リスク管理委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

② 【内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要について】

金利リスクの算定については、以下の前提に基づいて算定・管理しております。

i. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE 及び△NII 並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項	
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.28年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	4.50年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	コア預金については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、考慮しておりません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	△EVEの集計にあたり、通貨間の相関等を考慮せず、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。 △NIIの集計にあたり、資産または負債に占める割合が5%未満等の通貨については、計測対象外としております。
スプレッドに関する前提	信用スプレッドは考慮しておりません。
内部モデルの使用等、△EVE 及び△NII に重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは、使用しておりません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	2025年度末の△EVEは、上方パラレルシフトにおいて最大となり、前年度末比で減少しております。また、2025年度末の△NIIは、上方パラレルシフトにおいて最大となり、前年度末比で増加しております。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	2025年度末の重要性テスト（金利リスク（△EVEの最大値）/自己資本の額）は、監督上の基準値である20%を超えておりますが、重要性テストのほか、自己資本の充実度の評価やストレステストなどを実施することにより、当金庫全体の金利リスクの影響を定期的に管理しております。
ii. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE 及び△NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項	
金利ショックに関する説明	・自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去のストレステスト発生や、イールドカーブの形状変化による金利変動幅を参考に、当金庫全体の金利リスクの影響を定期的に管理しております。
金利リスク計測の前提及びその意味	・内部管理上、保有有価証券の金利リスクについて、分散共分散法によるVaR（保有期間：3ヵ月、観測期間：5年、信頼水準：99%）を計測しており、リスク量がリスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しており、月次でリスク管理委員会に報告しております。

用語解説

《IRRBB》

Interest Rate Risk in the Banking Book

銀行勘定の金利リスク。市場リスクのうち、すべての金利感応資産・負債に係る金利リスクをいいます。

《△EVE》

IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

《コア預金》

明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をいいます。

《△NII》

IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

開示項目記載ページ一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成しております。

単体ベースのディスクロージャー項目
(信用金庫法施行規則第132条に定める項目)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	24
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	24
(3) 会計監査人の氏名又は名称	39
(4) 事務所の名称及び所在地	56・57
2. 金庫の主要な事業の内容	28～31
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	2～5
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	45
① 経常収益	
② 経常利益または経常損失	
③ 当期純利益または当期純損失	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 役員数	
⑬ 職員数	
⑭ 会員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	44
イ. 業務純益	44
ウ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	44
エ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、	
利息、利回り及び利鞘	45
オ. 受取利息及び支払利息の増減	45
カ. 総資産経常利益率	45
キ. 総資産当期純利益率	45
② 預金に関する指標	40
③ 貸出金等に関する指標	40・41・45
④ 有価証券に関する指標	42～45
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	19
(2) 法令遵守の体制	16・17
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	14・15
(4) 金融ADR制度への対応	23
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	36～39
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	13
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
② 危険債権	
③ 三月以上延滞債権	
④ 貸出条件緩和債権	
⑤ 正常債権	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項	12・46～54
(4) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、	
時価及び評価損益	42・43
① 有価証券	
② 金銭の信託	
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	

(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	41
(6) 貸出金償却の額	41
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または	
損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている	
場合にはその旨	39
6. 役職員の報酬体系の開示	
(1) 対象役員	25
(2) 対象職員等	25

金融再生法第7条に基づく開示項目

資産査定公表	13
(金融再生法に基づく開示債権)	

自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項(告示)
(自己資本比率規制の第3の柱に基づく情報開示)

自己資本の構成に関する事項(告示第2条第2項)

定性的な開示事項(告示第2条第3項)

定量的な開示事項(告示第2条第4項)

事業年度の開示事項	46～54
(1) 自己資本の構成に関する事項	46
(2) 自己資本の充実度に関する事項	47・48
(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	48～52
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	52
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の	
リスクに関する事項	52
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	52
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	52・53
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに	
関する事項	53
(9) オペレーショナル・リスクに関する事項	53
(10) 金利リスクに関する事項	54

地域貢献に関する情報開示 4～11・14・15

1. 全般に関する事項	
2. 預金に関する事項(地域からの資金調達の状況)	
3. 貸出金に関する事項(地域への資金供給の状況)	
4. 取引先への支援等(地域とのつながり)	
5. その他運用に関する事項	
6. 今期決算に関する事項(決算の概要)	
7. 文化的・社会的貢献に関する事項	
8. 地域貢献の体制整備	

総代会等に関する情報開示 26・27

1. 総代会の仕組み	
2. 総代候補者選考基準	
3. 総代の選任方法	
4. 総代会の決議事項等	
5. 総代の氏名	

連結ベースのディスクロージャー項目 該当ございません

営業店舗のご案内

店舗一覧

ふれあいプラザ 平日/9:00～15:00迄ご相談を承っております。

貸金庫設置店

払戻 スポーツくじ払戻業務取扱営業店舗
(お取扱時間 9:00～15:00)

18 19歳未満の方の購入又は譲り受けは法律で
禁じられています。払戻金も受け取れません。

仙台市

店番号	店舗名	住所	電話	平日窓口 営業時間	キャッシュコーナーご利用時間 平日	土曜日・日曜日・祝日
001	本店営業部	仙台市青葉区国分町三丁目5番30号	☎022-222-6010	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
008	宮町支店	仙台市青葉区宮町四丁目7番14号	☎022-222-9029	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
010	北仙台支店	仙台市青葉区昭和町4番2号	☎022-271-1351	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
011	八幡町支店	仙台市青葉区八幡三丁目3番15号	☎022-261-2288	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
019	宮城町支店	仙台市青葉区愛子東一丁目5番22号	☎022-392-5846	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
017	高砂支店	仙台市宮城野区栄二丁目5番30号	☎022-259-3838	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
028	岩切支店	仙台市宮城野区岩切字洞ノ口177番地の2	☎022-255-7811	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
029	福田町支店	仙台市宮城野区福田町二丁目4番16号	☎022-258-6115	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
003	連坊小路支店	仙台市若林区連坊小路137番地の1	☎022-266-2266	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
014	卸町支店	仙台市若林区大和町五丁目10番10号	☎022-284-2626	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
016	六郷支店	仙台市若林区若林六丁目3番10号	☎022-285-2116	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
023	七郷支店	仙台市若林区荒井三丁目5番地の7	☎022-288-9411	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
004	長町支店	仙台市太白区長町一丁目3番32号	☎022-248-3581	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
013	西多賀営業部	仙台市太白区西多賀三丁目5番31号	☎022-245-5311	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
018	中田支店	仙台市太白区東中田五丁目7番18号	☎022-242-1777	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
027	西中田支店	仙台市太白区柳生七丁目3番地の8	☎022-306-5232	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
015	南光台支店	仙台市泉区南光台東一丁目1番1号	☎022-252-0211	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
020	泉中山支店	仙台市泉区南中山三丁目1番地の4	☎022-379-4848	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
024	黒松駅前支店	仙台市泉区旭丘堤二丁目18番27号	☎022-234-6111	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
025	泉中央支店	仙台市泉区泉中央四丁目3番地の1	☎022-373-5561	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00

塩竈市

022	塩竈営業部	塩竈市尾島町28番12号	☎022-362-1151	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
043	玉川支店	塩竈市東玉川町1番1号	☎022-364-0361	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
044	北支店	塩竈市北浜四丁目8番8号	☎022-364-0351	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00

大崎市

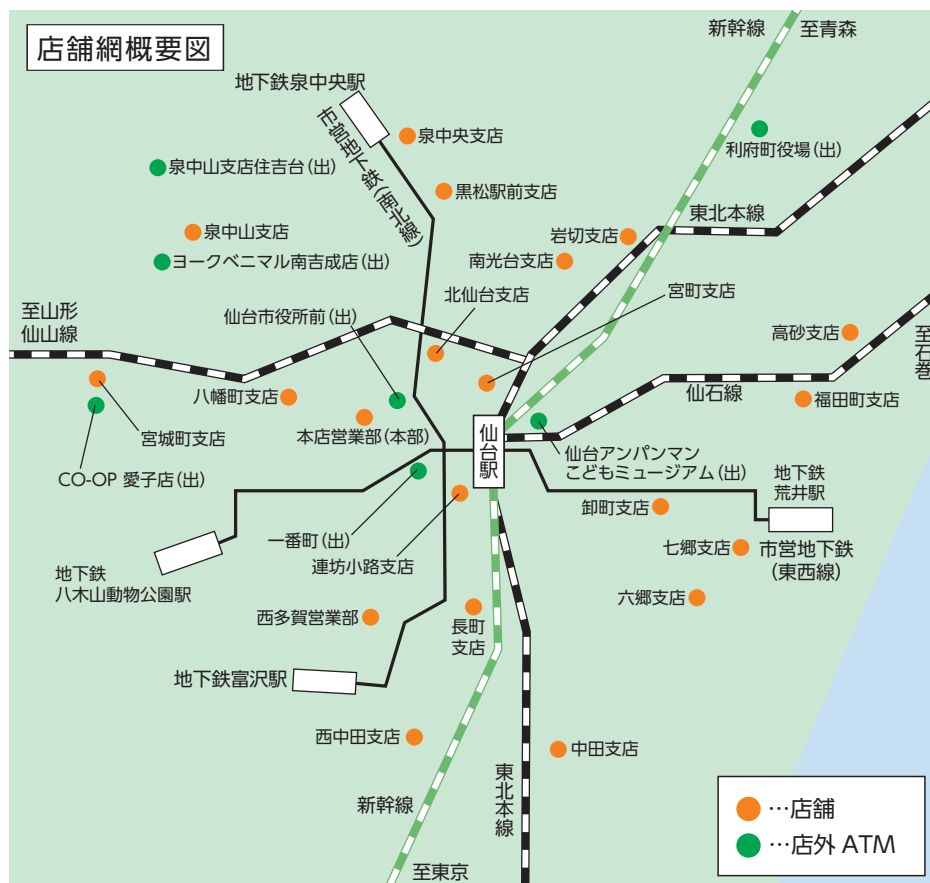
021	古川支店	大崎市古川七日町11番8号	☎0229-22-2271	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
-----	------	---------------	---------------	------------	------------	------------

多賀城市

042	多賀城支店	多賀城市八幡三丁目14番17号	☎022-364-4646	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
-----	-------	-----------------	---------------	------------	------------	------------

宮城郡

048	七ヶ浜支店	宮城郡七ヶ浜町境山二丁目11番17号	☎022-366-7310	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
-----	-------	--------------------	---------------	------------	------------	------------



みやぎネット

県内全5信金及び七十七銀行、仙台銀行が提携したATM相互利用サービス「みやぎネット」は平日8:45～18:00までお引出し手数料無料でご利用いただけます。なお、法人カードは本サービス対象外となります。



店外ATMのご案内

	店舗名	キャッシュコーナーご利用時間	
		平日	土曜日・日曜日・祝日
青葉区	仙台市役所前出張所	7:30～21:00	8:00～21:00
	一番町出張所	7:30～21:00	8:00～21:00
	ヨークベニマル南吉成店出張所	8:00～21:00	8:00～21:00
	CO-OP愛子店出張所	8:00～21:00	8:00～21:00
宮城野区	仙台アンパンマンこどもミュージアム出張所（注1）	10:00～17:00	10:00～17:00

	店舗名	キャッシュコーナーご利用時間	
		平日	土曜日・日曜日・祝日
泉区	泉中山支店住吉台出張所	7:30～21:00	8:00～21:00
利府町	利府町役場出張所	7:30～21:00	8:00～21:00
塩竈市	塩竈市役所出張所	7:30～20:00	8:00～20:00
多賀城市	イオン多賀城店出張所	8:00～21:00	8:00～21:00
七ヶ浜町	七ヶ浜町役場出張所	7:30～20:00	8:00～20:00

○ゆうちょ銀行カードはすべての店舗でご利用いただけます。
 ○他金融機関のカードをご利用になる場合は、お持ちのカードの種類により、ご利用いただけない曜日や時間帯があります。
 ○曜日、祝日にかかわらずATMご利用時間内にお手続きいただいたお振込みにつきましては、即時に振込発信となり、ご指定のお受取人様の口座へ入金となります。ただし、お受取人様の金融機関が即時入金に対応していない場合や、お受取人様の口座の条件等により、即時に入金とならない場合があります。
 ○店外ATMでのお振込みは、キャッシュカードのみのご利用となります。（現金でのお振込みはできません。）
 なお、土曜日・日曜日・祝日・12月31日・1月1日・1月2日・1月3日は、全てのATMにおいてキャッシュカードのみのご利用となります。（現金でのお振込みはできません。）
 注1・設置先の都合（臨時休業、営業時間の変更等）により、ご利用できない場合がございます。



ホームページアドレス

<https://www.morinomiya-shinkin.co.jp/>



杜の都信用金庫のシンボルマーク

デザインコンセプトは、地域や人々の生活に貢献する「杜の都信用金庫」をイメージしています。「杜」を表す伸びていくグリーンの帯(M)が、「地域・お客さま」を表す円を優しく包む構図は、地域社会やお客さまの未来や夢に力を惜しまず貢献する誓いの意味を込めております。

杜の都信用金庫は
「ベガルタ仙台」「東北楽天ゴールデンイーグルス」「仙台89ERS」の
オフィシャルスポンサーです。



© 1999 VEGALTA



© Rakuten Eagles



© SENDAI 89ERS